

平成30年度決算特別委員会 提出資料

令和元年9月19日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
1	60	固 定 資 産 税	市税差押状況調べ（3年間）	税 務 課	7
2	60	固 定 資 産 税	償却資産（太陽光発電設備）課税状況	税 務 課	8
3	64	総 務 使 用 料	同和会館及び人権啓発センター使用料の施設別内訳（3年間）	人 権 ・ 同 和 政 策 課	9
4	65	土 木 使 用 料	市営住宅使用料の調定、収入済額、不納欠損額の推移（3年間）、住宅使用料実績推移（3年間）	住 宅 政 策 課	10
5	65	土 木 使 用 料	市営住宅の空家と募集状況（住宅別に3年間）	住 宅 政 策 課	11
6	66	土 木 使 用 料	旧地域改善対策住宅の空家状況一覧及び入居実績（3年間）	住 宅 政 策 課	12
7	67	衛 生 手 数 料	ごみ袋販売実績推移（数量、金額）（3年間）	環 境 対 策 課	14
8	77	基 金 運 用 収 入	基金ごとの運用先、預託先、利回り、利率	財 政 課	15
9	78	一 般 寄 附 金	企業版ふるさと応援寄附金の企業一覧	総 合 政 策 課	16
10	85	雑 入	荒廃森林再生事業協定解除違約金に関する資料	農 林 振 興 課	17
11	89	一 般 管 理 費	音楽大学設立調査担当参与配置に至る経過と平成30年度の設立の会との協議事項等について	秘 書 課	19
12	90	一 般 管 理 費	第2次行財政改革前期実施計画の進捗状況資料	総 合 政 策 課	22
13	95	財 産 管 理 費	伊岐須会館の部屋別貸付契約書、管理契約、維持管理費支出の総括表	人 権 ・ 同 和 政 策 課	43
14	101	人 権 同 和 推 進 費	人権同和対策推進事業決算総括表（3年間）	人 権 ・ 同 和 政 策 課	47
15	101	人 権 同 和 推 進 費	同和会館・人権啓発センターの施設管理委託実績（施設別、業務別）（3年間）	人 権 ・ 同 和 政 策 課	49

平成30年度決算特別委員会 提出資料

令和元年9月19日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
16	101	人権同和推進費	人権同和対策関係補助金、負担金交付団体の状況資料（目的、規約、決算書）	人権・同和課 政 策 課	50
17	101	人権同和推進費	人権同和対策関係補助金・負担金の状況一覧表	人権・同和課 政 策 課	64
18	101	人権同和推進費	同和団体役員の活動状況がわかるもの（人件費、出勤、業務内容）	人権・同和課 政 策 課	65
19	101	人権同和推進費	飯塚集会所の部屋別貸付契約書、管理契約、維持管理費支出の総括表	人権・同和課 政 策 課	66
20	101	人権同和推進費	同和対策施設の使用状況、整備状況の一覧	人権・同和政策課 農 林 振 興 課	69
21	102	男女共同参画 推 進 費	法律相談・一般相談の日数、相談件数、内容	男 女 共 同 参 画 推 進 課	70
22	103	諸 費	各所防犯灯柱設置状況（市・自治会）	防 災 安 全 課	72
23	110	選 挙 啓 発 費	飯塚市・嘉麻市・桂川町選挙啓発事業推進研究会に関する資料	選 挙 管 理 委 員 会	73
24	114	社会福祉総務費	学習支援事業に関する資料	生 活 支 援 課	77
25	114	社会福祉総務費	生活困窮者自立相談の日数、相談件数、内容に関する資料	生 活 支 援 課	80
26	115	高 齢 者 福 祉 費	長寿祝金給付状況調べ（人数、金額、財源）（3年間）	高 齢 介 護 課	82
27	117	障 がい 者 福 祉 費	児童発達支援事業・放課後等デイサービスの利用状況・事業所に関する資料	社 会 ・ 障 がい 者 福 祉 課	83
28	117	障 がい 者 福 祉 費	障がい者相談の内容	社 会 ・ 障 がい 者 福 祉 課	84
29	118	障 がい 者 福 祉 費	障がい福祉サービス利用状況	社 会 ・ 障 がい 者 福 祉 課	85
30	120	児 童 福 祉 総 務 費	子ども医療費対象者また18歳までの受診件数の内訳	医 療 保 険 課	86

## 平成30年度決算特別委員会 提出資料

令和元年9月19日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
31	120	児童福祉総務費	子ども医療費に係る一部自己負担の状況について	医療保険課	87
32	120	児童福祉総務費	児童福祉相談の状況（内容別件数）（3年間）	子育て支援課	88
33	120	児童福祉総務費	児童虐待通報件数推移調べ（3年間）	子育て支援課	89
34	121	児童措置費	私立保育所整備事業費補助金、私立保育所等研修費補助金、私立保育所特別保育事業費補助金、保育体制強化事業費補助金、私立保育所施設型給付費、私立保育所広域入所施設型給付費、私立認定こども園施設型給付費、支出先、支出金額の過去3カ年分の資料	子育て支援課	90
35	121	児童措置費	各私立保育園の研修に関する資料	子育て支援課	99
36	121	児童措置費	私立保育所運営費推移（3年間）	子育て支援課	100
37	121	児童措置費	保育所体制と入所待機状況の月別推移（3年間）	子育て支援課	101
38	122	母子父子福祉費	ひとり親家庭等日常生活支援事業に関する資料	子育て支援課	102
39	122	児童措置費	児童扶養手当、特別児童扶養手当支給推移調べ（3年間）	子育て支援課	103
40	125	青少年対策費	児童クラブ利用状況（クラブ別人数、金額）（3年間）	学校教育課	104
41	125	青少年対策費	児童クラブ運営状況調べ	学校教育課	104
42	126	青少年対策費	休日子育て支援事業の利用についての資料	子育て支援課	105
43	126	青少年対策費	産前・産後生活支援事業の利用についての資料	子育て支援課	106
44	132	健康づくり推進費	不妊治療助成金に関する資料	健幸スポーツ課	107
45	134	環境対策費	スズメバチ駆除補助金の支出件数及び支出額の推移（補助金設置～）	環境整備課	108

平成30年度決算特別委員会 提出資料

令和元年9月19日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
46	136	ごみ処理費	ごみ袋代の他市比較資料	環境対策課	109
47	136	ごみ処理費	ごみ処理状況の推移	環境対策課	110
48	137	ごみ処理費	ごみ収集業務委託状況調べ（3年間）	環境対策課	111
49	137	ごみ処理費	清掃工場の運転状況及び委託料の状況	環境対策課	112
50	144	農業土木費	大牟田ため池の整備に関わる資料	農業土木課	113
51	148	商工業振興費	地域企業魅力発見事業委託料実績	産学振興課	114
52	152	土木総務費	住宅リフォーム補助金の利用実績と経済効果の推移（制度発足後）	住宅政策課	115
53	160	下水道費	各所調査設計委託料（庄司川流域調査設計委託）	土木建設課	116
54	166	事務局費	適応指導教室の利用、運営に関する資料	学校教育課	127
55	166	事務局費	不登校の児童生徒に関する資料	学校教育課	129
63	166	事務局費	市立小中学校の不登校、いじめ、体罰、校内暴力（対教師も含む）の推移（3年間）	学校教育課	130
56	168	人権同和教育費	人権同和教育啓発事業概要と実施状況	人権・同和課	131
57	168	人権同和教育費	人権同和啓発事業委託料内訳及び実施状況（3年間）	人権・同和課	132
58	168	人権同和教育費	人権・同和教育研究協議会の決算及び活動状況（3年間）	人権・同和課	133
59	168	人権同和教育費	解放子ども会推進員の委嘱と活動の状況	人権・同和課	139
60	168	人権同和教育費	児童生徒支援加配状況及び人権同和教育関連出張費等一覧（3年間）	学校教育課	140

平成30年度決算特別委員会 提出資料

令和元年9月19日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
61	171	教 育 振 興 費	学校ごとの特別支援学級数の児童生徒の数（障がい別）と支援員の数が分かる資料	学 校 教 育 課	141
62	171	教 育 振 興 費	外国人児童生徒数の学校ごとの数と支援体制が分かる資料	学 校 教 育 課	143
64	171 175	教 育 振 興 費	特別支援を要する児童のための支援員の配置状況	学 校 教 育 課	144
65	171 175	教 育 振 興 費	就学援助実施状況推移（小・中別に）	教 育 総 務 課	145
66	173 176	学 校 整 備 費	小中学校統合整備事業（総括）	教 育 総 務 課	146
67	172	学 校 整 備 費	大規模改造事業実施経過	教 育 総 務 課	147
68	194	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	国民健康保険税滞納及び不納欠損状況（3年間）	税 務 課	148
69	194	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	国民健康保険税軽減状況及び限度超過額の状況（3年間）	医 療 保 険 課	149
70	194	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	国民健康保険税減免相談件数と適用件数（3年間）	医 療 保 険 課	150
71	194	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	子ども保険証の発行状況（3年間）	医 療 保 険 課	151
72	208	介 護 保 険 特 別 会 計	介護保険料の収納状況と利用料の3割負担対象者数の推移（3年間）	高 齢 介 護 課	152
73	208	介 護 保 険 特 別 会 計	介護保険料の減免適用状況	高 齢 介 護 課	152
74	216	介 護 保 険 特 別 会 計	介護保険から総合事業への移行状況がわかるもの	高 齢 介 護 課	153
75	219	介 護 保 険 特 別 会 計	配食サービス事業実施状況推移（旧自治体ごと、委託先）（3年間）	高 齢 介 護 課	154

平成30年度決算特別委員会 提出資料

令和元年9月19日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
76	228	後期高齢者医療 特別会計	後期高齢者医療制度未納者数及び資格証発行数	医療保険課	155
77	234	住宅新築資金等 貸付特別会計	滞納状況推移（3年間）	住宅政策課	156
78	241	小型自動車競走 事業特別会計	施設の維持管理状況と委託状況がわかるもの	公営競技事業所	157
79	268	学校給食事業 特別会計	学校給食費収納額及び未納額の推移	学校給食課	171

# 市税差押状況調べ（3年間）

税務課

(単位:千円)

債権 年度	預貯金		生命保険		不動産		不動産(参加差押)		給与		その他		合計		差押による 納入額
	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額	
平成28年度	1,295	204,953	157	217,103	33	18,472	34	13,511	202	76,760	74	122,367	1,795	653,166	58,105
平成29年度	1,449	201,411	65	16,571	37	19,428	25	63,415	240	26,776	41	27,394	1,857	354,995	62,256
平成30年度	1,587	232,876	87	19,565	46	28,812	35	11,507	270	34,091	69	41,228	2,094	368,079	51,379

\* 市税は市県民税(普徴)、市県民税(特徴)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税を合算しています。

# 償却資産(太陽光発電設備)課税状況

税務課

(単位:人、円)

納税義務者 住所・所在地	納税義務者数	平成30年度課税額
全 体	159	168,577,800
福岡県外	27	72,066,900
福岡県内	132	96,510,900
(内 飯塚市)	84	37,292,800

※ 納税義務者数は、太陽光発電設備に対する課税標準軽減特例を現在適用している者、もしくは過去に適用していた者の数



同和会館及び人権啓発センター使用料の施設別内訳(3年間)

人権・同和政策課

(単位:人、件、円)

	立岩会館			穂波人権啓発センター			筑穂人権啓発センター		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
年間利用者	4,041	3,797	3,572	6,841	7,097	6,332	3,134	2,888	3,182
年間使用料	28,830	51,900	15,590	231,810	230,260	144,940	27,430	34,130	14,540
減免件数	163	138	128	233	249	247	256	247	259
減免額	609,520	566,190	530,880	151,880	180,050	182,550	318,050	319,530	377,250

(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
同和会館 使用料	28,830	51,900	15,590
人権啓発センター 使用料	259,240	264,390	159,480
計	288,070	316,290	175,070

市営住宅使用料の調定、収入済額、不納欠損額の推移(3年分)  
住宅使用料実績推移(3年間)

住宅政策課

地区	年度	調定額(円)			収入済額(円)			収入未済額(円)			不納欠損(円)	収納率(%)		
		現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計	現年度分	滞納分	計	滞納分	現年度分	滞納分	計
飯塚	28	377,086,800	133,761,752	510,848,552	365,215,110	11,419,000	376,634,110	11,871,690	120,204,352	132,076,042	2,138,400	96.85	8.54	73.73
	29	370,251,900	132,076,042	502,327,942	356,173,380	10,383,730	366,557,110	14,078,520	120,693,012	134,771,532	999,300	96.20	7.86	72.97
	30	363,250,800	134,772,332	498,023,132	345,924,135	8,876,602	354,800,737	17,326,665	125,563,030	142,889,695	332,700	95.23	6.59	71.24
穂波	28	90,886,200	26,093,548	116,979,748	87,280,820	3,093,300	90,374,120	3,605,380	22,494,648	26,100,028	505,600	96.03	11.85	77.26
	29	91,413,700	26,100,028	117,513,728	87,200,730	3,100,230	90,300,960	4,212,970	22,511,888	26,724,858	487,910	95.39	11.88	76.84
	30	91,296,100	26,724,858	118,020,958	86,147,000	2,809,560	88,956,560	5,149,100	23,747,398	28,896,498	167,900	94.36	10.51	75.37
筑穂	28	45,208,400	18,181,020	63,389,420	43,247,920	2,046,600	45,294,520	1,960,480	16,014,920	17,975,400	119,500	95.66	11.26	71.45
	29	44,414,400	17,975,400	62,389,800	43,033,100	1,465,660	44,498,760	1,381,300	16,509,740	17,891,040	0	96.89	8.15	71.32
	30	44,367,100	17,891,040	62,258,140	41,719,700	1,599,070	43,318,770	2,647,400	14,546,770	17,194,170	1,745,200	94.03	8.94	69.58
庄内	28	41,698,800	16,181,380	57,880,180	40,213,520	782,170	40,995,690	1,485,280	15,168,910	16,654,190	230,300	96.44	4.83	70.83
	29	40,876,500	16,654,190	57,530,690	39,257,960	1,074,820	40,332,780	1,618,540	15,365,970	16,984,510	213,400	96.04	6.45	70.11
	30	40,322,500	16,984,510	57,307,010	38,857,400	1,444,680	40,302,080	1,465,100	15,025,030	16,490,130	514,800	96.37	8.51	70.33
穎田	28	50,336,400	44,536,170	94,872,570	48,730,700	3,381,040	52,111,740	1,605,700	40,493,730	42,099,430	661,400	96.81	7.59	54.93
	29	49,556,000	42,099,430	91,655,430	47,306,900	3,252,780	50,559,680	2,249,100	37,725,650	39,974,750	1,121,000	95.46	7.73	55.16
	30	47,625,500	39,974,750	87,600,250	45,003,600	2,767,140	47,770,740	2,621,900	36,610,510	39,232,410	597,100	94.49	6.92	54.53
合計	28	605,216,600	238,753,870	843,970,470	584,688,070	20,722,110	605,410,180	20,528,530	214,376,560	234,905,090	3,655,200	96.61	8.68	71.73
	29	596,512,500	234,905,090	831,417,590	572,972,070	19,277,220	592,249,290	23,540,430	212,806,260	236,346,690	2,821,610	96.05	8.21	71.23
	30	586,862,000	236,347,490	823,209,490	557,651,835	17,497,052	575,148,887	29,210,165	215,492,738	244,702,903	3,357,700	95.02	7.40	69.87

# 市営住宅の空家と募集状況(住宅別に3年間)

住宅政策課

管理戸数及び空家状況 (平成31年3月31日現在)

単位：戸

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
管理戸数		4,419	4,413	4,401	公募停止 予算の範囲内で公募が可能 公募停止扱い
入居戸数		3,473	3,394	3,266	
空家		946	1,019	1,135	
内訳	政策空家	448	463	478	
	通常空家	428	463	561	
	補修費大	47	68	70	
	補修不可	23	25	26	

## 市営住宅募集状況

		平成28年度							平成29年度							平成30年度						
		5月定期	6月随時	8月定期	11月定期	12月随時	2月定期	総数	5月定期	6月随時	8月定期	11月定期	12月随時	2月定期	総数	5月定期	6月随時	8月定期	11月定期	12月随時	2月定期	総数
公募倍率		4.52	0.67	4.18	4.75	1.00	4.55	4.12	3.79	0.57	4.33	3.03	0.50	3.77	3.21	4.04	0.27	7.80	6.50	1.00	4.89	4.62
一般目的	募集	14戸	1戸	10戸	12戸	4戸	10戸	51戸	14戸	3戸	10戸	16戸	4戸	14戸	61戸	11戸	5戸	12戸	14戸	1戸	13戸	56戸
	申込	98人	1人	88人	102人	5人	80人	374人	92人	2人	66人	82人	4人	90人	336人	88人	3人	111人	102人	1人	64人	369人
	入居	11戸	0戸	7戸	8戸	1戸	8戸	35戸	8戸	0戸	5戸	10戸	2戸	9戸	34戸	6戸	3戸	10戸	12戸	1戸	9戸	41戸
母子世帯向	募集	1戸	0戸	1戸	2戸	1戸	0戸	5戸	1戸	0戸	1戸	1戸	1戸	1戸	5戸	1戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	2戸
	申込	0人	0人	0人	1人	1人	0人	2人	2人	0人	1人	0人	0人	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入居	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸
老人世帯向	募集	1戸	0戸	4戸	3戸	0戸	3戸	11戸	3戸	1戸	2戸	2戸	1戸	1戸	10戸	1戸	1戸	0戸	0戸	0戸	1戸	3戸
	申込	1人	0人	0人	2人	0人	0人	3人	3人	0人	2人	1人	0人	0人	6人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入居	0戸	0戸	0戸	2戸	0戸	0戸	2戸	0戸	0戸	1戸	1戸	0戸	0戸	2戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸
身障者世帯向	募集	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	1戸	1戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	2戸
	申込	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入居	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸
改良住宅	募集	7戸	2戸	7戸	7戸	3戸	9戸	35戸	10戸	3戸	5戸	9戸	4戸	10戸	41戸	10戸	7戸	3戸	2戸	0戸	4戸	26戸
	申込	5人	1人	4人	9人	2人	20人	41人	9人	2人	9人	4人	1人	8人	33人	9人	1人	6人	2人	0人	24人	42人
	入居	3戸	1戸	2戸	2戸	1戸	5戸	14戸	4戸	1戸	3戸	1戸	0戸	3戸	12戸	3戸	0戸	2戸	1戸	0戸	4戸	10戸
計	募集	23戸	3戸	22戸	24戸	8戸	22戸	102戸	28戸	7戸	18戸	29戸	10戸	26戸	118戸	24戸	15戸	15戸	16戸	1戸	18戸	89戸
	申込	104人	2人	92人	114人	8人	100人	420人	106人	4人	78人	88人	5人	98人	379人	97人	4人	117人	104人	1人	88人	411人
	入居	14戸	1戸	9戸	13戸	2戸	13戸	52戸	12戸	1戸	9戸	13戸	2戸	12戸	49戸	9戸	3戸	12戸	13戸	1戸	13戸	51戸

# 旧地域改善対策住宅の空家状況一覧及び入居実績(3年間)

住宅政策課

## ○空家住宅

基準日 平成31年3月31日

番号	住宅名		退去日	備考
1	白旗住宅	その1	平成15年4月30日	15年11ヶ月
2	白旗住宅	その2	平成24年1月30日	7年2ヶ月
3	白旗住宅	その3	平成30年5月31日	0年10ヶ月
4	白旗住宅	その4	平成30年6月29日	0年9ヶ月
5	白旗住宅	その5	平成24年9月30日	6年6ヶ月
6	白旗住宅	その6	平成27年10月29日	3年5ヶ月
7	白旗住宅	その7	平成26年4月23日	4年11ヶ月
8	白旗住宅	その8	平成26年2月24日	5年1ヶ月
9	下三緒住宅	その1	平成22年5月31日	8年10ヶ月
10	下三緒住宅	その2	平成18年6月29日	12年9ヶ月
11	上三緒団地住宅	その1	平成20年11月30日	10年4ヶ月
12	上三緒団地住宅	その2	平成19年5月31日	11年10ヶ月
13	上三緒団地住宅	その3	平成23年4月1日	7年11ヶ月
14	上三緒団地住宅	その4	平成26年1月27日	5年2ヶ月
15	上三緒団地住宅	その5	平成27年10月21日	3年5ヶ月
16	上三緒団地住宅	その6	平成5年10月23日	25年5ヶ月
17	上三緒団地住宅	その7	平成24年12月31日	6年3ヶ月
18	上三緒団地住宅	その8	平成15年4月21日	15年11ヶ月
19	上三緒団地住宅	その9	平成28年6月20日	2年9ヶ月
20	上三緒団地住宅	その10	平成23年11月8日	7年4ヶ月
21	上三緒団地住宅	その11	平成24年12月25日	6年3ヶ月
22	上三緒団地住宅	その12	平成16年10月18日	14年5ヶ月
23	目尾第2住宅	その1	平成21年3月10日	10年0ヶ月
24	目尾第2住宅	その2	平成26年3月31日	5年0ヶ月
25	目尾第2住宅	その3	平成24年8月31日	6年7ヶ月
26	目尾第2住宅	その4	平成22年4月9日	8年11ヶ月
27	目尾第2住宅	その5	平成22年9月2日	8年6ヶ月
28	目尾第2住宅	その6	平成22年5月31日	8年10ヶ月
29	目尾第2住宅	その7	平成23年10月7日	7年5ヶ月

番号	住宅名		退去日	備考
30	鰐尾住宅	その1	平成26年2月14日	5年1ヶ月
31	鰐尾住宅	その2	平成29年11月28日	1年4ヶ月
32	鰐尾住宅	その3	平成22年6月16日	8年9ヶ月
33	潤野住宅	その1	平成27年10月20日	3年5ヶ月
34	潤野住宅	その2	平成19年12月11日	11年3ヶ月
35	潤野住宅	その3	平成23年9月30日	7年6ヶ月
36	潤野住宅	その4	平成30年7月31日	0年8ヶ月
37	幸袋西町住宅	その1	平成26年4月30日	4年11ヶ月
38	幸袋西町住宅	その2	平成18年8月21日	12年7ヶ月
39	幸袋西町住宅	その3	平成28年7月15日	2年8ヶ月
40	幸袋西町住宅	その4	平成26年9月30日	4年6ヶ月
41	幸袋西町住宅	その5	平成26年9月19日	4年6ヶ月
42	幸袋西町住宅	その6	平成21年3月31日	10年0ヶ月
43	南伊川住宅	その1	平成25年9月30日	5年6ヶ月
44	南伊川住宅	その2	平成18年5月31日	12年10ヶ月
45	南伊川住宅	その3	平成20年8月31日	10年7ヶ月
46	金池住宅	その1	平成21年4月27日	9年11ヶ月
47	金池住宅	その2	平成23年2月28日	8年1ヶ月
48	鯉田畝割住宅	その1	平成22年3月2日	9年0ヶ月
49	鯉田畝割住宅	その2	平成27年6月30日	3年9ヶ月
50	鯉田畝割住宅	その3	平成24年1月31日	7年2ヶ月
51	鯉田畝割住宅	その4	平成23年2月21日	8年1ヶ月
52	鯉田畝割住宅	その5	平成28年4月30日	2年11ヶ月

番号	住宅名		退去日	備考
53	楽市2住宅	その1	平成23年4月28日	7年11ヶ月
54	楽市2住宅	その2	平成23年4月27日	7年11ヶ月
55	楽市2住宅	その3	平成26年6月13日	4年9ヶ月
56	楽市2住宅	その4	平成26年5月31日	4年10ヶ月
57	楽市2住宅	その5	平成23年7月15日	7年8ヶ月
58	楽市2住宅	その6	平成20年1月11日	11年2ヶ月
59	楽市2住宅	その7	平成18年3月31日	13年0ヶ月
60	楽市2住宅	その8	平成30年5月7日	0年10ヶ月
61	楽市2住宅	その9	平成19年8月29日	11年7ヶ月
62	平恒中野住宅	その1	平成22年8月31日	8年7ヶ月
63	平恒中野住宅	その2	平成22年12月27日	8年3ヶ月
64	平恒中野住宅	その3	平成29年5月15日	1年10ヶ月
65	平恒中野住宅	その4	平成23年4月1日	7年11ヶ月
66	平恒中野住宅	その5	平成23年4月1日	7年11ヶ月
67	小正水落住宅	その1	平成28年3月31日	3年0ヶ月
68	小正水落住宅	その2	平成19年6月22日	11年9ヶ月
69	小正水落住宅	その3	平成18年8月31日	12年7ヶ月
70	小正水落住宅	その4	平成26年3月4日	5年0ヶ月
71	小正水落住宅	その5	平成26年11月15日	4年4ヶ月
72	小正水落住宅	その6	平成19年4月1日	11年11ヶ月
73	小正水落住宅	その7	平成27年7月31日	3年8ヶ月
74	筑穂浦田団地住宅	その1	平成20年4月8日	10年11ヶ月
75	筑穂浦田団地住宅	その2	平成19年9月10日	11年6ヶ月
76	筑穂浦田団地住宅	その3	平成26年12月31日	4年3ヶ月
77	筑穂浦田団地住宅	その4	平成29年4月1日	1年11ヶ月
78	筑穂浦田団地住宅	その5	平成19年9月30日	11年6ヶ月
79	筑穂浦田団地住宅	その6	平成29年5月31日	1年10ヶ月
80	筑穂浦田団地住宅	その7	平成20年1月31日	11年2ヶ月
81	筑穂浦田団地住宅	その8	平成25年4月30日	5年11ヶ月
82	筑穂浦田団地住宅	その9	平成29年12月22日	1年3ヶ月
83	筑穂浦田団地住宅	その10	平成30年6月28日	0年9ヶ月
84	筑穂浦田団地住宅	その11	平成27年9月30日	3年6ヶ月

番号	住宅名		退去日	備考
85	鶯塚団地住宅	その1	平成29年7月24日	1年8ヶ月
86	鶯塚団地住宅	その2	平成30年10月31日	0年5ヶ月
87	新町東住宅	その1	平成21年12月7日	9年3ヶ月
88	新町東住宅	その2	平成25年8月29日	5年7ヶ月
89	新町東住宅	その3	平成25年10月10日	5年5ヶ月
90	新町東住宅	その4	平成19年10月31日	11年5ヶ月
91	預坂団地住宅	その1	平成25年5月31日	5年10ヶ月
92	預坂団地住宅	その2	平成27年6月30日	3年9ヶ月
93	預坂団地住宅	その3	平成28年5月9日	2年10ヶ月
94	預坂団地住宅	その4	平成28年3月7日	3年0ヶ月
95	預坂団地住宅	その5	平成23年6月30日	7年9ヶ月
96	預坂団地住宅	その6	平成30年11月6日	0年4ヶ月
97	預坂団地住宅	その7	平成30年10月14日	0年5ヶ月
98	預坂団地住宅	その8	平成30年8月14日	0年7ヶ月
99	預坂団地住宅	その9	平成21年10月31日	9年5ヶ月
100	大畑団地住宅	その1	平成22年3月24日	9年0ヶ月
101	大畑団地住宅	その2	平成30年4月1日	0年11ヶ月
102	大畑団地住宅	その3	平成30年8月31日	0年7ヶ月
合計			102戸	

○入居実績

入居年度	入居戸数
平成28年度	1戸
平成29年度	4戸
平成30年度	1戸
合計	6戸

# ごみ袋販売実績推移(数量、金額)(3年間)

環境対策課

(単位:円、10枚/巻・冊)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
家庭系ごみ袋	金額	310,160,880	312,267,960	319,123,800
	巻数	595,050	598,600	609,500
事業系ごみ袋	金額	199,318,320	199,389,600	209,761,920
	巻数	186,930	187,000	196,480
ごみ袋小計①	金額	509,479,200	511,657,560	528,885,720
	巻数	781,980	785,600	805,980
粗大ごみシール②	金額	16,343,100	17,536,500	20,403,900
	冊数	6,053	6,495	7,557
計 ③=①+②	金額	525,822,300	529,194,060	549,289,620
ごみ処理総経費④		2,259,077,572	2,327,585,816	2,341,749,979
ごみ処理総経費に対する比率 ⑤=③/④		23.28%	22.74%	23.46%

# 基金ごとの運用先、預託先、利回り、利率

財政課

(単位:千円、%)

区分	基金名称	運用額	運用先	運用先別運用額	利率・利回り			
一括運用	財政調整基金	3,825,971	市中金融機関	12,524,889	0.185 ～ 0.257			
	減債基金	4,553,046						
	地域振興基金	1,552,939						
	人材育成基金	25,309						
	飯塚霊園施設管理基金	122,649						
	かんがい施設整備基金	1,187,058						
	公園等施設整備基金	4,166						
	ふるさと水と土保全基金	22,092						
	環境保全推進基金	24,066						
	サンビレッジ茜整備基金	3,526						
	調整池施設管理基金	1,629						
	国民健康保険給付費等準備基金	380,632						
	介護給付費等準備基金	331,649						
	住宅新築資金等貸付特別会計減債基金	327,253						
	小型自動車競走事業場施設改良基金	107,607						
	汚水処理施設整備基金	55,297						
	計(ア)	12,524,889					12,524,889	
債券(国債)	財政調整基金	4,395,516	証券会社	11,994,362	1.022 ～ 1.512			
	減債基金	2,583,569						
	地域振興基金	2,447,061						
	人材育成基金	69,430						
	飯塚霊園施設管理基金	146,216						
	かんがい施設整備基金	1,526,019						
	公園等施設整備基金	15,703						
	ふるさと水と土保全基金	60,398						
	環境保全推進基金	49,142						
	サンビレッジ茜整備基金	12,028						
	調整池施設管理基金	1,862						
	介護給付費等準備基金	61,093						
	住宅新築資金等貸付特別会計減債基金	340,542						
	小型自動車競走事業場施設改良基金	236,930						
	汚水処理施設整備基金	48,853						
	計(イ)	11,994,362					11,994,362	
	合計①=(ア)+(イ)	24,519,251					24,519,251	

(単位:千円、%)

区分	基金名称	運用額	運用先	運用先別運用額	利率・利回り	
個別運用	預金	土地開発基金	市中金融機関	1,016,912	0.01 ～ 0.15	
		高額療養費支払資金貸付基金	市中金融機関	20,454	普通預金	
		奨学資金貸付基金	市中金融機関	402,358	19,358 383,000	0.239
	計(ウ)	1,439,724		1,439,724		
	債権(貸付金)	土地開発基金	土地開発公社	1,629,506	1,629,506	0.2 ～ 3.3
		高額療養費支払資金貸付基金	貸付対象者	1,337	1,337	無利子
		奨学資金貸付基金	貸付対象者	98,414	98,414	
		計(エ)	1,729,257		1,729,257	
		合計②=(ウ)+(エ)	3,168,981		3,168,981	

集計	預金	13,964,613			0.01 ～ 0.257
	債券(国債)	11,994,362			1.022 ～ 1.512
	債権(貸付金)	1,729,257			無利子 ～ 3.3
総計=①+②	27,688,232				

※数値は平成31年3月31日現在。  
※普通預金の利率は表示していない。

# 企業版ふるさと応援寄附金の企業一覧

総合政策課

(単位:円)

寄附法人名	住所	寄附額
シフトプラス株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1-15-27 アルテビル肥後橋5F	2,000,000
ジャパンパイル株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町36-2	1,000,000
ヒロホー株式会社	広島県広島市西区草津東一丁目6番23号	300,000
株式会社グローバル・システム・クリエイト	東京都千代田区神田神保町2-2 共同ビル神保町5F	250,000
スギヤマプラスチック株式会社	愛知県豊川市小田渕町4丁目16番地	100,000
寄附額合計		3,650,000

※平成30年度寄附受入企業



# 荒廃森林再生事業協定解除違約金に関する資料

大 D1	中 04	小 3	細(5)	農林振興課 農林振興係	文書整理番号 660-2番			
保存期間	5年	公開区分	㊦	否	時限否	年月日	供覧	30年10月12日
保存期限	29年3月	否	理由	条	項	号	決裁	30年10月12日
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係	

30年10月12日

住所 香川県高松市林町1964番地1  
氏名 日本エネルギー総合システム株式会社  
代表取締役 黒淵裕美

## 荒廃森林再生事業に関する協定事項の承継に関する承諾書

私は、[REDACTED] が、飯塚市と締結した荒廃森林再生事業に関する協定書に定める事項を継承することを承諾いたします。

記

### 1. 継承する森林の表示

市町村	大字	字	地番	林班	小班	枝番	補番
飯塚市	馬敷	カガシ	481	1	164	022	02

2. 譲渡人 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

3. 譲受人 住所 香川県高松市林町1964番地1  
氏名 日本エネルギー総合システム株式会社  
代表取締役 黒淵裕美



# 農林振興課

大 D1	中 04	小 3	細(5)	農林振興課 農林振興係	文書整理番号 661-2番			
保存期間	5年	公開区分	㊦	否	時限否	年月日	供覧	30年10月12日
保存期限	29年3月	否	理由	条	項	号	決裁	30年10月12日
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係	

30年10月12日

住所 香川県高松市林町1964番地1  
氏名 日本エネルギー総合システム株式会社  
代表取締役 黒淵裕美

## 荒廃森林再生事業に関する協定事項の承継に関する承諾書

私は、株式会社アルティメット が、飯塚市と締結した荒廃森林再生事業に関する協定書に定める事項を継承することを承諾いたします。

記

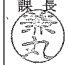

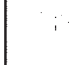
### 1. 継承する森林の表示

市町村	大字	字	地番	林班	小班	枝番	補番
飯塚市	馬敷	カガシ	472		164	038	01
飯塚市	馬敷	カガシ	472		164	038	02
飯塚市	馬敷	カガシ	467		164	039	01
飯塚市	馬敷	カガシ	460		164	056	01
飯塚市	馬敷	カガシ	460		164	056	02
飯塚市	馬敷	カガシ	460		164	056	03

2. 譲渡人 住所 飯塚市下三緒35-30  
株式会社アルティメット  
氏名 代表取締役 花元信介

3. 譲受人 住所 香川県高松市林町1964番地1  
氏名 日本エネルギー総合システム株式会社  
代表取締役 黒淵裕美




大 D1	中 04	小 3	細 (5)	農林振興課	農林振興係	文書整理番号	661-2番
保存期間	5年	公開区分	㊟	否	期限	年 月 日	供覧 30年10月12日
保存期限	30年3月	否	理由	条	項	号	決裁 30年10月12日
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係
							

供  
覧

30年10月12日

住 所 飯塚市下三緒35-30  
氏 名 株式会社アルティメット  
代表取締役 花 元 信 介


荒廃森林再生事業に関する協定事項の承継に関する承諾書

私は、 が、飯塚市と締結した荒廃森林再生事業に関する協定書に定める事項を継承することを承諾いたします。

記

1. 継承する森林の表示

市町村	大字	字	地番	林班	小班	枝番	補番
飯塚市	馬敷	カヨシ	472	164	038	01	00
飯塚市	馬敷	カヨシ	472	164	038	02	00
飯塚市	馬敷	カヨシ	467	164	039	01	00
飯塚市	馬敷	カヨシ	460	164	056	01	00
飯塚市	馬敷	カヨシ	460	164	056	02	00
飯塚市	馬敷	カヨシ	460	164	056	03	00

2. 譲渡人 住 所  
氏 名 

3. 譲受人 住 所 飯塚市下三緒35-30  
氏 名 株式会社アルティメット  
代表取締役 花 元 信 介



# 音楽大学設立調査担当参与配置に至る経過と平成30年度の設立の会との協議事項等について

秘書課

## 【平成30年】

2月 6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人福岡音楽大学設立の会(以下「設立の会」)から要望書提出(庁議室)</li> <li>設立の会:松尾新吾代表理事会長、松尾興代表理事副会長、園田実穂業務執行理事来庁</li> <li>要望内容「飯塚市において音楽大学を設立することについて、当会との連携体制の構築など積極的な検討を進めていただくようお願いする」(記者会見)</li> </ul>
2月 7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内部において「飯塚市において音楽大学を設立することについて」(要望書)の供覧(2月21日付市長決裁、関係課合議)</li> <li>担当課:総務部秘書広報課 関係課:行政経営部総合政策課、経済部産学振興課、総務部人事課、教育部文化課</li> </ul>
2月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁議(2月定例会)</li> <li>「一般社団法人福岡音楽大学設立の会からの要望について」報告</li> <li>設立の会の概要(設立の会作成)、要望書(写)を配布</li> <li>[市長]</li> <li>福岡県内をはじめ九州の音楽を志す若者が、経済的理由により、その志を断念せざるを得ない状況があるとのこと。音楽を志す若者が九州、福岡で学べる環境を整えたいというのが設立の会の思い。</li> <li>その思いには共感するが、一方で教授陣の確保、学生の確保などは難しいとも考えている。</li> <li>そのようなことから飯塚市として、連携体制とともに独自に音楽大学の設立に関し、調査研究を行いたい。</li> </ul>
3月 3日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡音楽大学設立の会 事業概要等説明会(市役所2階多目的ホール) 設立の会による説明会</li> <li>市議会議員に説明会案内文書(設立の会からの案内文書)配布</li> <li>庁内掲示板に同案内文書を掲載し職員に周知</li> </ul>
3月 5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会本会議(一般質問)川上直喜議員</li> </ul>
3月 7日(水) ～3月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課を対象に「音楽大学に関する影響調査の実施について(お願い)」を実施</li> <li>秘書広報課にて調査</li> </ul>
3月 8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会総務委員会</li> <li>「一般社団法人福岡音楽大学設立の会からの要望について」報告(秘書広報課)</li> <li>設立の会の概要(設立の会作成)、要望書(写)を配布</li> </ul>

3月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事課 非常勤特別職の配置について(音楽大学設立調査担当参与)決裁済</li> </ul>
4月 1日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中村武敏音楽大学設立調査担当参与を配置</li> </ul>
4月 3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘書課に音楽大学設立調査担当参与設置の説明 (設立の会:松尾副会長、園田理事 市:担当参与、松本日出登秘書課長、早野直大秘書課長補佐) 設立の会で、3つの研究委員会[大学運営研究委員会、学術研究委員会、施設整備研究委員会]を設置した。 アンケート調査実施を計画(九州、山口の高校) 年内(12月)に基本構想策定、その後資金計画策定予定 *市は、大学運営研究委員会の会議へ出席依頼あり。</li> </ul>
4月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回大学運営研究委員会開催(市:担当参与、秘書課長出席) (委員会での意見) 平成35年開学までのスケジュールの作成し、5/29(火)に理事会開催時に全体スケジュール案を提出予定</li> </ul>
5月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁議(5月定例会) 進捗状況と今後の取組を報告(秘書課)</li> </ul>
5月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立の会との打合せ(園田理事 市:担当参与、秘書課長) 基本構想案を12月下旬、3月上旬には構想を完成させたい。</li> </ul>
7月 3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立の会総会(市:担当参与、秘書課長出席) 決算、事業報告と平成30年度の予算、事業計画の説明(基本構想の策定と学校法人の検討、広報活動)</li> </ul>
9月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯塚市議会本会議(一般質問)江口徹議員</li> </ul>
11月 1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立の会と飯塚市での会議 (設立の会:松尾副会長、園田理事、山崎正幸理事、大内田勇成監事、市:安永明人総務部長、担当参与、秘書課長) 第1回基本構想協議会 基本構想に含む内容についての意見交換</li> </ul>
11月25日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクール参加校の教師及び学生へアンケート実施(飯塚市) 「全九州高等学校音楽コンクール」が開催(コスモスコモン)</li> </ul>
12月 2日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーコンサート開催 開催日:12/2(日)市役所1F多目的ホール 86名の参加</li> </ul>

【平成31年】

1月15日(火)	・設立の会(松尾副会長)へ飯塚市で実施したアンケート結果を連絡
2月 6日(水)	・第2回基本構想協議会(設立の会:松尾副会長、山崎理事、大内田監事、市:総務部長、担当参与、秘書課長) 福岡音楽大学基本構想資料(案)について説明あり ⇒ 内容の確認、整理を2月中に行い3月に協議会開催予定
3月12日(火)	・第3回基本構想協議会 (設立の会:松尾副会長、山崎正幸理事、大内田勇成監事、市:総務部長、担当参与、秘書課長) 前回提出資料に関する市からの質疑・修正依頼箇所の修正について説明がなされた後、意見交換を実施。 意見交換の結果を検討して、修正分を市へ資料を提出することとする。
3月13日(水)	・予算特別委員会(質疑)川上直喜議員

# 第二次行財政改革前期実施計画

平成30年度 進捗状況資料

## ● 第二次行財政改革前期実施計画の概要

### 1 第二次行財政改革前期実施計画の策定趣旨

第二次行財政改革前期実施計画は、「第二次行財政改革大綱」で目指している「効果的・効率的で健全な行財政運営を確立し、市民や市民団体等と行政との協働によるまちづくり」を推進し、実現していくために策定したもので、同大綱に掲げる次の目標の達成に向けて次頁に記載する4つの基本方針を15の推進項目に区分し、58の実施項目（H26に2項目追加）として計画し推進している。

【第二次行財政改革大綱に掲げる目標への実施計画計画年度毎の状況】

（単位：百万円）

目 標 項 目	指標名	H26	H27	H28	H29	H30
①平成35年度時点で財政調整基金（減債基金含）の積立残高を標準財政規模の約20%にあたる64億円以上とする。	年度末積立金高	14,322	15,411	15,988	15,603	16,026
②地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中（平成35まで）は70億円以内で推移させる。	公債費	4,629	4,613	4,541	4,495	4,871
③平成35年度時点で単年度収支を黒字化する。	単年度収支額	284	△ 93	△ 1,234	1,010	△ 230
参考 実質単年度収支額		423	△ 29	△ 1,645	267	△ 671

### 2 計画の実施期間

前期実施計画の期間は平成26年度から平成30年度までの5年間

### 3 前期実施計画の目標

第二次行財政改革大綱の目標達成にむけて、この前期実施計画の計画期間中（平成30年度まで）は行財政効果額30億円以上を目標としている。（※計画期間中の各年度の目標効果額は2頁の「推進項目の一覧」資料のとおり）

### 4 実施項目の内容

第二次行財政改革大綱では、財政健全化に主眼を置いた財政的な削減効果ばかりを目指すものではなく、社会情勢の変化を踏まえ、少子高齢化に伴う人口減少への対応や、地方分権の時代における市民と行政の役割分担など、行政の仕組みを含めた「選択と集中」の行財政改革を効率的かつ効果的に推進していく方針を定めている。このため、本実施計画は、実施項目の全58項目のうち29項目が財政的な効果額を目標としており、29項目は行政活動での仕組みや各種取り組みにおいて成果を上げることが目標とし実施している。

（※各実施項目に関する取り組み内容と進捗状況、成果については3頁から20頁の推進項目管理表に記載）

## 5 実施計画の進捗状況

### (1) 推進項目の一覧

(単位：千円)

大分類	中分類	頁	実施項目数	計画年度別効果額(上段：計画額・下段：実績額)					
				26	27	28	29	30	計
Ⅰ 市民等との協働「パートナーシップ」による行政運営の推進	①人権が大切にされ、市民等協働によるまちづくりの推進	3	3/4	—	—	—	—	—	—
	②情報の共有化の推進	4	3/3	—	—	—	—	—	—
	③市民参加型の行政運営の推進	5	1/2	—	—	—	—	—	—
Ⅱ 効果的で効率的な行政運営の推進	①市民サービスの向上及び効率化の推進	6	2/2	—	—	—	—	—	—
	②民間委託等の推進	7	4/5	2,000 6,370	3,000 7,663	3,000 10,857	5,000 9,467	5,000 12,069	18,000 46,426
	③公共施設の効率的な運営管理と統合整理の推進	8・9	7/7	42,000 74,302	135,000 149,988	166,000 167,037	168,000 282,654	177,000 252,302	688,000 926,283
	④ICT技術を活用した行政運営の推進	10	3/3	— 16	— 93,615	80,000 30,188	80,000 13,515	80,000 12,202	240,000 149,536
	⑤施策評価の推進と事務事業の効果的、効率的な見直し	11・12	8/8	10,000 26,858	16,000 34,143	16,000 50,017	16,000 56,484	12,000 159,978	70,000 327,480
Ⅲ 持続可能で健全な財政基盤の確立	①歳入確保への取り組み	13・14	7/7	80,000 109,564	100,000 229,944	120,000 154,881	138,000 483,802	138,000 161,064	576,000 1,139,255
	②歳出の適正化に関する取り組み	15	4/4	— 69,051	— 118,396	— 191,195	— 222,499	— 223,230	— 824,371
	③給与制度の適切な運用	16	2/3	— —	— 1,277	— 1,000	— 723	— 410	— 3,410
	④地方公営企業の健全な経営	17	1/1	— 26,030	— 24,133	— 29,262	— 27,962	— 44,226	— 151,613
	⑤外郭団体等（地方公社、一部事務組合、第3セクター等）の健全な経営	18	1/2	— 2,974	— △ 26	— 2,974	— 2,974	— 2,974	— 11,870
Ⅳ 時代に対応できる組織改革と人材育成の推進	①時代に対応した効果的で効率的な組織・機構改革	19	4/4	105,000 66,491	164,000 155,940	291,000 211,416	411,000 370,229	451,000 246,004	1,422,000 1,050,080
	②職員の意識改革と資質向上	20	3/3	— —	— —	— —	— —	— —	— —
合 計			53/58	239,000 381,656	418,000 815,073	676,000 848,827	818,000 1,470,309	863,000 1,114,459	3,014,000 4,630,324
			達成率	159.69%	194.99%	125.57%	179.74%	129.14%	153.63%

※過年度の実績額については、一部訂正しています。



(2) 具体的な推進項目の内容

\*「検討・実施」とは、検討を行いながら、実施可能な時期(可能な年度、または、年度途中)から実施を行うことをいう。

大分類	I 市民等との協働「パートナーシップ」による行政運営の推進
中分類	①人権が大切にされ、市民等協働によるまちづくりの推進

目的・課題
<p>少子高齢化、核家族化の進行による地域力の低下、子どもや高齢者等に対する虐待など様々な課題の解決は、行政だけでは対応では困難であり、市民をはじめ、自治会、住民団体などと行政が、それぞれの役割に応じ、協働してまちづくりを行う必要があることから、その主体となる団体に対する支援と協働のまちづくりの仕組みについて協議検討していく。</p>

進捗・管理 (単位:千円)			
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	0	-
28年度	0	0	-
29年度	0	0	-
30年度	0	0	-
計	0	0	-

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
				26年度	27年度	28年度		
1	まちづくり推進課	「まちづくり協議会」に対する活動支援	市内12地区にある交流センターを活動拠点とする、「まちづくり協議会」に対し、地域の現状と課題、解決に向けた取組みや事業等をまとめた「まちづくり計画」に基づき、事業支援を目的とした補助金を交付した。 また、買物等生活交通の確保を支援する買物対策事業として、市内7地区の「まちづくり協議会」に買物支援事業補助金を交付した。	26年度	検討・実施	実施	—	—
				27年度	実施	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓	↓		—
2	まちづくり推進課	自治会への加入促進	自治会加入啓発用として作成した啓発グッズを活用して、転入・転居者に対する「訪問申込書」による自治会関係者の後日訪問活動を継続して実施するほか、市やまちづくり協議会等が実施する飯塚市バンド時に加入促進ブースを設けてPR活動を実施した。自治会が実施する新設マンション等への説明会に同行し、説明や資料提供の支援を実施した。 自治会連合会において「自治会加入率向上に向けた部会」が設置され、協議を開始した。	26年度	実施	検討・実施	自治会 加入率 (%)	64.0
				27年度	↓	実施		62.9
				28年度	↓	↓		60.8
				29年度	↓	↓		60.3
				30年度	↓	↓		58.4
3	まちづくり推進課 土木管理課 都市計画課	道路・水路・公園等管理へのアダプト制度導入の検討	現在策定中のストック再編計画において、公園の集約を検討しているため、アダプト制度のメリット・デメリットを含め、導入について検討をしている。(都市計画課) 制度化にまでは至っていないが、すでに美化活動の一環として自治会等で多数実施している。(市よりごみ袋の提供や収集の協力を実施)制度化による啓発効果はあるが、すでに実施している団体には事務手続き等が煩雑となる。(まちづくり推進課・都市計画課)	26年度	検討	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓	↓		—
4	秘書課	市長懇談会の充実	行政と関係団体との相互理解を深め、協働のまちづくりを進めるため各種団体等との意見交換会を実施。 自治会連合会理事会、12地区まちづくり協議会等との懇談会 計4回 飯塚商工会議所女性会、男女共同参画推進ネットワーク等6団体との懇談会 各1回 計6回	26年度	実施	実施	開催数 (回)	2
				27年度	↓	未実施		0
				28年度	↓	未実施		0
				29年度	↓	実施		9
				30年度	↓	↓		10

大分類	I 市民等との協働「パートナーシップ」による行政運営の推進
中分類	②情報の共有化の推進

目的・課題
<p>市政への市民参画や市民と行政との連携・協働を図っていくためには、情報の共有が重要なことから、行政情報を市広報誌やホームページなどの様々な媒体をととして積極的に提供していく。</p>

進捗・管理		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	0	-
28年度	0	0	-
29年度	0	0	-
30年度	0	0	-
計	0	0	-

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	総務課	行政情報の積極的公表(拡充)	市の策定した計画書や統計資料等を情報公開コーナーに設置し、行政情報の積極的な公表に取り組んだ。 市のホームページでは、「統計いづか」のデータを公表している。	26年度	実施	実施	ホームページ「統計いづか」アクセス件数(件)	—
				27年度	↓	↓		3,230
				28年度	↓	↓		3,076
				29年度	↓	↓		2,613
				30年度	↓	↓		4,497
2	情報政策課	ホームページの見直し	終了しているイベントや各種募集などの不要なページについては、担当課へ依頼し削除を行った。	26年度	検討	実施	ホームページアクセス件数増減率(%) ※対H25年度件数	431.75
				27年度	実施	↓		474.04
				28年度	↓	↓		464.28
				29年度	↓	↓		449.59
				30年度	↓	↓		456.00
3	議会事務局	市議会本会議等のインターネット配信	議会だより等において、会議の生中継及び録画中継を配信している旨の周知を継続して行った。また、視聴者が会議の状況を把握しやすいよう、会議視聴画面に発言者名や議案名等を表示させることや、市議会ホームページで議案書等の議会資料を公開することを継続して行った。	26年度	検討・実施	実施	本会議中継視聴件数(件)	5,287
				27年度	↓	↓		6,377
				28年度	↓	↓		2,483
				29年度	実施	↓		2,696
				30年度	↓	↓		2,797

大分類	I 市民等との協働「パートナーシップ」による行政運営の推進
中分類	③市民参加型の行政運営の推進

目的・課題
市民参加型の行政運営を推進していくため、さらなる市民参画や市民から意見を聴取し、反映するための様々な手法を実施検討していく。

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	0	-
28年度	0	0	-
29年度	0	0	-
30年度	0	0	-
計	0	0	-

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	情報政策課 まちづくり推進課	市民意見反映の推進	地域の自治会やまちづくり協議会などを通して、個別的な課題や問題点等の意見を聴取し、関係各課と連携して課題解決を行った。(まちづくり推進課)	26年度	検討・実施	実施	ホームページへの市民意見投稿件数 (件)	11
				27年度	実施	↓		124
				28年度	↓	↓		345
				29年度	↓	↓		297
				30年度	↓	↓		519
2	総合政策課 地域振興課	ホームページの見直し	市民団体やNPO法人等の行政経営への参画を推進するため、審議会等の委員構成等について、2回(4月、1月)調査を実施し、必要に応じた指導・助言を行った。(総合政策課) 市民団体、NPO法人等の行政運営への参加を推進する方策について、継続して検討中である。(地域振興課)	26年度	検討・実施	検討	-	-
				27年度	実施	↓		-
				28年度	↓	↓		-
				29年度	↓	↓		-
				30年度	↓	↓		-

大分類	Ⅱ 効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	① 市民サービスの向上及び効率化の推進

目的・課題
市民ニーズの多様化にあわせたサービス提供の手法やICT技術を活用し、市民にとって利用しやすく、効率的なサービスの実施について推進していく。

進捗・管理		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	0	-
28年度	0	0	-
29年度	0	0	-
30年度	0	0	-
計	0	0	-

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	市民課	休日開庁サービスの検討	窓口業務検討委員会において、住民異動の増加に伴う繁忙期の窓口混雑緩和と市民サービスの向上を図るため、毎年3月、4月の土日(午前中)2回開庁することを決定とした。平成30年度は、4月7日(土)、3月24日(日)8時30分~12時15分まで休日窓口開庁を実施した。	26年度	検討	検討	休日利用者数 (人)	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	実施	実施		80
				30年度	↓	↓		190
2	市民課 情報政策課 税務課	ホームページの見直し	平成28年10月24日からマイナンバーカードを活用したコンビニ交付を開始し、各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票)の交付を行った。 発行可能店舗:セブン-イレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・サークルKサンクス・イオン 発行対応時間:6時30分~23時(戸籍謄抄本・附票は平日9時~17時)	26年度	検討	検討	コンビニでの発行件数 (件)	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	検討・実施	実施		1,440
				29年度	実施	↓		5,394
				30年度	↓	↓		6,740

大分類	Ⅱ 効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	② 民間委託等の推進

目的・課題
すべての事務事業について、「民間委託等に関する指針」等に基づき、行政と民間の役割分担や、民間委託化、民営化の検討を行いながら民間委託等を進めていく。但し、今後増加が見込まれる再任用の職員の活用について考慮したうえで進めていくものとする。

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	2,000	6,370	318.50%
27年度	3,000	7,663	255.43%
28年度	3,000	10,857	361.90%
29年度	5,000	9,467	189.34%
30年度	5,000	12,069	241.38%
計	18,000	46,426	257.92%

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	環境対策課	直営ごみ収集業務の一部民間委託	平成27年度から業務の一部を民間委託している。 平成30年度には、平成30年度予定台数分と平成33年度に予定していた台数分を前倒して3車分を民間委託した。	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	↓	実施		1,293
				28年度	↓	↓		3,414
				29年度	実施	↓		2,269
				30年度	↓	↓		7,887
2	環境対策課	ホームページの見直し	し尿収集業務の一部をH26年4月1日から民間に委譲した。 今後も引き続き検討を行っていく。	26年度	検討・実施	実施	効果額	6,370
				27年度	↓	↓		6,370
				28年度	↓	↓		7,443
				29年度	実施	↓		7,079
				30年度	↓	↓		6,449
3	環境対策課	し尿処理施設運転業務の民間委託	し尿処理施設の運転管理業務について、29年度から民間委託を開始した。	26年度	検討	検討	効果額	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	検討・実施	実施		119
				30年度	↓	↓		△ 2,267
4	本庁、支所関係課	本庁、支所の窓口業務の委託化検討	支所の窓口業務委託については、平成28年度に他自治体の状況調査を行い、検討を行った結果、当面は民間委託ではなく、今後増加する再任用職員のポストとして活用することとしており、平成30年度も引き続き実施した。	26年度	検討・実施	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	実施	↓		—
				30年度	↓	↓		—
5	関係課	【継続】「民間委託等に関する指針」による事務事業の民間委託等の推進	潤野小学校、蓮台寺小学校、鎮西中学校について、飯塚市学校給食センターで調理を行い給食の提供を行ってきたが、平成30年度から小中一貫校飯塚鎮西校に統合されたことに伴い、調理委託により給食を提供することとなった。また、八木山小学校についても飯塚市学校給食センターから提供を行っていたが、小中一貫校飯塚鎮西校から親方式にて給食の提供をすることとなった。(学校給食課)	26年度	検討・実施	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	実施		—
				29年度	実施	↓		—
				30年度	↓	↓		—

大分類	Ⅱ 効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	③ 公共施設の効率的な運営管理と統合整理の推進

目的・課題
「公共施設のあり方に関する第一次、第二次実施計画」に基づき、設置目的や用途が類似している施設、市民ニーズの低い施設については、用途変更、廃止などの見直しを行う。今後とも必要として存続が決まっている公共施設については、計画的に長寿命化や耐震化を図っていくとともに、利用実態に合わせた効率的な運営を推進していく。利用地域(対象者)が限定されている小規模な施設については、地元関係団体への移譲等を進めていく。

進捗・管理			
(単位:千円)			
年度	効果目標額	達成額	達成率
26年度	42,000	74,302	176.91%
27年度	135,000	149,988	111.10%
28年度	166,000	167,037	100.62%
29年度	168,000	282,654	168.25%
30年度	177,000	252,302	142.54%
計	688,000	926,283	134.63%

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	公営競技事業所	【継続】オートレース場運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度は専用場外発売所「オートレースみぞべ」、「オートレース中洲」を開設。</li> <li>平成27年度より包括的民間委託を導入。専用場外発売所「オートレース宮崎」を開設。</li> <li>平成28年度よりミッドナイトレースを本格導入(27日開催)、平成30年度は37日開催。専用場外発売所「オートレース薩摩川内」、「オートレース三股」、「オートレース宇土」を開設。</li> <li>平成29年度は専用場外発売所「オートレース鹿児島」を開設。</li> <li>平成30年度は専用場外発売所「オートレース門川」を開設。</li> </ul>	26年度	検討	実施	効果額	4,308
				27年度	実施	↓		22,403
				28年度	↓	↓		39,428
				29年度	↓	↓		104,517
				30年度	↓	↓		71,805
2	住宅政策課	ホームページの見直し	既存の戸建て住宅の払下げに関して、希望者30件中21件の払下げ手続き完了 耐用年数を超過した住宅の居住者との協議を継続(2件) 耐用年数を超過し老朽化した住宅の空き家を用途廃止し、解体工事を実施(10棟16戸)	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	実施	実施		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓	↓		—
3	子育て支援課	保育所等の統合、民営化	平成30年度から、街なか子育てひろばの民間委託を開始した。 また、楽市保育所・平恒保育所の統合に向け、関係課等との協議を開始、今後も継続していく。	26年度	実施	実施	効果額	51,031
				27年度	↓	↓		103,834
				28年度	↓	↓		103,834
				29年度	↓	↓		153,862
				30年度	↓	↓		153,862
4	総務課	【継続】本庁舎来庁者用駐車場の有料化	平成30年4月から9月まで来庁舎及び一般有料駐車場として開放し、土日を中心に月40万円程度の売上があった。平成30年10月から平成31年3月までは、第二別館跡地公用車駐車場整備のための公用車一時駐車場として利用したため、収入は無かった。令和元年度からは年間を通して、来庁舎及び一般有料駐車場として供用する。	26年度	検討	検討	効果額	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	実施		577
				30年度	実施	↓		2,537
5	関係課	【継続】「公共施設のあり方に関する実施計画」に基づいた計画的な実施	五穀神集会所、鶴三緒集会所を地元地縁団体へ無償譲渡した。 また、令和元年度中に庄内元吉第2集会所、中三集会所、牟田集会所を地元自治会(地縁団体)へ無償譲渡することについて、地元自治会と合意した。(人権・同和政策課)	26年度	実施	実施	効果額	18,963
				27年度	↓	↓		23,439
				28年度	↓	↓		23,439
				29年度	↓	↓		23,439
				30年度	↓	↓		23,751

6	関係課	公共施設の効率的な運営	防災センターの開館時間の見直しを行い、休館日を週ベースで1回増やし、管理運営委託料や光熱水費の効率化を図った。(防災安全課)	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	↓	実施		312
				28年度	↓	↓		336
				29年度	実施	↓		259
				30年度	↓	↓		347
7	財産活用課	【追加】第2次公共施設等のあり方に関する基本方針(公共施設等総合管理計画)の策定	平成28年1月に「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針(公共施設等総合管理計画)」を策定した。 平成29年7月に基本方針をもとに策定する個別計画である「公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」を策定した。 平成30年度は、最適化進捗状況把握のため、施設所管課ヒアリングを実施した。 改修費縮小・施設長寿命化を目的とした「公共施設等管理マニュアル」を平成31年3月に策定した。	26年度	実施	実施	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度		↓		—
				30年度		↓		—

大分類	II 効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	④ICT技術を活用した行政運営の推進

目的・課題
日々進化するICT技術を活用して、行政運営の効率化を図る。特にモバイル端末、インターネット回線を活用したテレビ電話の活用は、行政としての機動性を高めるうえで重要であり、早急に活用方法を含め検討していく。

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	16	—
27年度	0	93,615	—
28年度	80,000	30,188	37.74%
29年度	80,000	13,515	16.89%
30年度	80,000	12,202	15.25%
計	240,000	149,536	62.31%

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	情報政策課 総務課	タブレット端末の活用推進	タブレット端末を課長級以上の職員等へ配置し、庁議、部長会、電子計算組織運営委員会等でペーパーレス会議を実施(情報政策課) 平成29年度に引き続き議会会議のペーパーレス化を実施した。(総務課)	26年度	検討	検討	無線対応端末(タブレット・無線対応ノートPC)導入率(%)	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度		検討・実施		—
				30年度		実施		44
2	情報政策課 市民課	ホームページの見直し	共同利用団体と電算システムの利用及び業務標準化を推進した。	26年度	検討	実施	効果額	16
				27年度	↓	↓		93,615
				28年度	実施	↓		30,188
				29年度	↓	↓		13,515
				30年度	↓	↓		12,202
3	情報政策課	ICT技術利用による効率的な行政運営の推進	本庁舎のアクセスポイントを設置している会議室や研修室にて、タブレット端末や無線機能付きノートパソコンから内部情報系(インターネット系)へアクセスできるようになったことから、ペーパーレス会議の推進を実施した。	26年度	検討	検討	アクセスポイント数(箇所)	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	検討・実施		—
				29年度		実施		19
				30年度		↓		19



大分類	Ⅱ 効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	⑤ 施策評価の推進と事務事業の効果的、効率的な見直し

目的・課題
<p>施策評価を導入し事務事業の「選択と集中」を進めていくことと併せ、全事務事業を対象にした、業務等の効果的、効率的な見直しを行い、改善改革を積極的に推進していく。</p>

進捗・管理			
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	10,000	26,858	268.58%
27年度	16,000	34,143	213.39%
28年度	16,000	50,017	312.61%
29年度	16,000	56,484	353.03%
30年度	12,000	159,978	1333.15%
計	70,000	327,480	467.83%

(単位:千円)

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	総合政策課	施策評価の導入	平成30年度から本格導入し、第2次飯塚市総合計画に基づく40施策についての施策評価をおこなった。	26年度	検討・実施	実施	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	実施	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓	↓		—
2	地域振興課	ホームページの見直し	平成30年度からのバス路線再編により、従来「街なか循環バス+コミュニティバス3路線」だったものが「コミュニティバス4路線」に変更となった。このため、コミュニティバスのみ事業費としては1路線分(約934万円)の増となったことにより、平成30年度の成果額がマイナスとなっている。なお、この路線再編により、前年度に比べてバス事業全体の運行委託料は約265万円の減となった。	26年度	検討	検討	効果額	400
				27年度	実施	実施		1,594
				28年度	↓	↓		1,458
				29年度	検討・実施	↓		1,816
				30年度	実施	↓		△ 6,679
3	総合政策課	嘉飯地区広域行政の推進	飯塚市・嘉麻市・桂川町の2市1町において、定住自立圏共生ビジョンを策定。(平成30年8月) 2市1町間で連携協定に基づく21の連携事業を開始。(平成30年10月より5カ年) 定住自立圏の事業開始により、特別交付税措置もなされている。	26年度	検討	検討	効果額	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	実施	↓		—
				29年度	↓	検討・実施		—
				30年度	↓	実施		75,850
4	環境整備課 関係課	公共施設等電力供給契約の見直し	高圧電力受電施設について平成28年7月から順次新電力による供給の契約を行い、平成30年10月から一部一括入札による契約を行った。(環境整備課)	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	実施	↓		—
				28年度	↓	実施		12,965
				29年度	↓	↓		21,017
				30年度	↓	↓		52,504
5	関係課	【継続】市に事務局がある公共的団体等のあり方の見直し	日本赤十字社の会員・協力会員管理及び活動資金募集の活動に必要な事務費について、日本赤十字社飯塚市地区との協定を締結し、事務局を行っている市へ人件費2か月相当額の事務負担金の受入を行った。(社会・障がい福祉課)	26年度	実施	実施	効果額	623
				27年度	↓	↓		611
				28年度	↓	↓		608
				29年度	↓	↓		592
				30年度	↓	↓		569

6	環境整備課	資源回収補助金の見直し	平成27年度に資源回収補助金の単価を見直した後、更なるごみの減量化及び資源化の推進に向け、平成30年度も継続して資源回収の引取価格の動向を把握した。	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	実施	実施		3,074
				28年度	↓	↓		2,887
				29年度	↓	↓		2,756
				30年度	↓	↓		2,447
7	総合政策課	行政評価(事務事業評価)を活用した事務事業の効果的、効率的な見直し	見直した主な事業 観光バスハイク事業・大学祭合同事業運営費補助金の整理、統合・県衛生連合会の加入見直し・広報誌使用用紙の見直し・廃棄予定PCの再利用・オートレース出走表(前夜版)の見直し・クリーンセンター電力コストの削減・嘉飯山地区学校結核対策委員会の見直し等	26年度	実施	実施	効果額	25,835
				27年度	↓	↓		28,864
				28年度	↓	↓		32,099
				29年度	↓	↓		30,303
				30年度	↓	↓		35,287
8	財政課 人事課 総合政策課	事務事業評価シートの有効活用	内部管理重視型の事務事業評価制度を幅広く活用できるよう、当該シートの作成について、中堅職員を対象とした研修や、全課を対象とした職員説明会等を開催して啓発を行った。(総合政策課) 事務引継書の「事務の概要」に事務事業評価シートのファイル格納フォルダ名を記載するように例示した。(人事課)	26年度	実施	実施	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓	↓		—

大分類	Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	①歳入確保への取り組み

目的・課題
市税や保険料、使用料、手数料などの税外収入(以下「市税等」という。)などの確保にあたっては、課税等客体の適正な把握に努めるほか、市税等の滞納は、納税者等に不公平感を生じさせ、ひいては納税者等の納税等意欲を減退させることにもなるため、負担の公平性の観点から、徴収と滞納整理等に積極的に取り組み、収納率の向上を図りながら自主財源の確保に努める。また、未利用地についても財源確保の観点から売却を積極的に進めていく。

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	80,000	109,564	136.96%
27年度	100,000	229,944	229.94%
28年度	120,000	154,881	129.07%
29年度	138,000	483,802	350.58%
30年度	138,000	161,064	116.71%
計	576,000	1,139,255	197.79%

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	医療保険課 税務課 関係課	マルチペイメントの推進	公共団体、収納企業、金融機関との間を結ぶ「マルチペイメントネットワーク」を活用し、市の関係課窓口で口座振替の新規契約を容易に行えるようにすることにより、利用者の利便性向上と収納率の向上を図った。 【活用状況】市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税)636件、後期高齢者医療保険料43件、介護保険料10件、保育料6件、幼稚園授業料0件、児童クラブ利用料6件、公営住宅(駐車場含む)使用料50件、学校給食費2件〔合計753件〕	26年度	実施	実施	ページー活 用での口座 振替登録 件数 (件)	753
				27年度	↓	↓		891
				28年度	↓	↓		1,578
				29年度	↓	↓		650
				30年度	↓	↓		753
2	税務課 関係課	ホームページの見直し	平成28年4月からコンビニエンスストアでの市税等の支払いを実施。24時間納付が可能となり、利便性の向上と収納率の向上を図った。 【活用状況】市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税)66,494件、後期高齢者医療保険料2,197件、介護保険料5,437件、保育料4,304件、幼稚園授業料22件、児童クラブ利用料1,326件、公営住宅(駐車場含む)使用料3,534件、学校給食費2,237件〔合計85,551件〕	26年度	検討・実施	検討	利用件数 (件)	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	実施	実施		66,595
				29年度	↓	↓		75,695
				30年度	↓	↓		85,551
3	税務課 関係課	徴収体制の強化による収納率の向上	債権管理委員会を開催し、収納率の向上を図った。 【主な債権の現年度分収納率】 市税3税(市民税・固定資産税・軽自動車税)98.89%、国保税93.82%、後期高齢者医療保険料99.62%、介護保険料99.15%、公営住宅使用料95.02%、保育料99.20%、児童クラブ利用料99.01%、幼稚園授業料98.55%、学校給食費98.84%、道路占用料99.95%	26年度	実施	実施	現年度分 収納率 (%)	97.65
				27年度	↓	↓		97.86
				28年度	↓	↓		98.13
				29年度	↓	↓		98.20
				30年度	↓	↓		98.38
4	税務課	固定資産税の課税客体の適切な把握	福岡県主催の償却資産広域事業所調査に参加。事業所調査を行い、申告漏れ等への修正申告を促して、33,782千円(建設業919千円、太陽光32,040千円、その他823千円)の追徴課税を行った。 ※平成29年度の効果額のうち、平均で20%償却されていることから、16,656千円を平成30年度の効果額に算入している。	26年度	実施	実施	効果額	8,228
				27年度	↓	↓		10,934
				28年度	↓	↓		22,617
				29年度	↓	↓		20,821
				30年度	↓	↓		50,438
5	土木管理課	新飯塚駅東口広場の有料駐車場化事業	新飯塚駅東口駅前広場自動車整理場についてはH27.4.10から供用開始。九州旅客鉄道株式会社が設置し、管理運営を行う。収支決算後剰余金が生じた場合は、飯塚市と九州旅客鉄道株式会社がそれぞれの2分の1を受受。欠損金が生じた場合は、それぞれの2分の1を負担。 平成30年度剰余金 151,558円	26年度	検討・実施	検討	効果額	—
				27年度	実施	実施		—
				28年度	↓	↓		37
				29年度	↓	↓		150
				30年度	↓	↓		152

6	総務課 関係課	有料広告掲載の推進	庁舎モニター広告:継続実施(庁舎使用料55,691円、広告料151,426円) 周辺案内地図等広告:継続実施(庁舎使用料475,832円、広告料360,000円) 市民向け報道広告:継続実施(庁舎使用料29,300円、広告料5,000円)(総務課)	26年度	実施	実施	効果額	563
				27年度	↓	↓		795
				28年度	↓	↓		795
				29年度	↓	↓		1,080
				30年度	↓	↓		1,077
7	財産活用課 関係課	【継続】未利用地資産の積極的な処分	売却可能な未利用地について、一般競争入札及び随意契約による売払いを行った(21 件、109,397千円)。(財産活用課)	26年度	実施	実施	効果額	100,773
				27年度	↓	↓		218,215
				28年度	↓	↓		131,432
				29年度	↓	↓		461,751
				30年度	↓	↓		109,397

大分類	Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	②歳出の適正化に関する取り組み

目的・課題
負担金、補助金については平成21年度策定した指針に基づき適正化に取り組むとともに、医療、福祉等の給付費については、本市の財政運営上大きなウェイト占めており、さらなる歳出の適正化を実施していく。

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	69,051	-
27年度	0	118,396	-
28年度	0	191,195	-
29年度	0	222,499	-
30年度	0	223,230	-
計	0	824,371	-

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	総合政策課 関係課	【継続】「補助金等の見直しに関する指針」に基づく 審査の実施	各種団体の運営費等補助金の見直しを行い、982千円の交付額減額を行った。	26年度	実施	実施	効果額	11,830
				27年度	↓	↓		3,347
				28年度	↓	↓		1,536
				29年度	↓	↓		550
				30年度	↓	↓		982
2	生活支援課	ホームページの見直し	就労支援事業では、3名の就労支援員と所内にある「ハローワーク常設窓口」を積極的に活用しながら、被保護者に対し就労支援を実施した。その結果、就職決定者は延べ101名(うち生活保護廃止14名)となり、就労支援事業による効果額は29,319千円となった。 なお、就労支援員活用による効果(内数)は、事業対象者の延べ213名中、就職決定者延べ86名(うち生活保護廃止10名)、効果額17,575千円となった。	26年度	実施	実施	効果額	8,088
				27年度	↓	↓		22,345
				28年度	↓	↓		46,754
				29年度	↓	↓		44,699
				30年度	↓	↓		29,319
3	医療保険課	【継続】国民健康保険医療費適正化の推進	後発医薬品利用時の自己負担軽減額を該当者へ通知すると共に、チラシ及び広報物の内容を工夫することで、ジェネリック効果額は年間319,953,570円、H25年度との比較では192,525,357円の効果があった。 第三者求償事務については国保連合会に委託を行うとともに、関係機関への協力依頼など連携を図りながら、収納額53,591,379円を確保した。 レセプトの内容点検による財政効果率は0.36%、効果額は33,624,723円であった。 飯塚市の医療費の状況を広報や送付物に掲載するなどして、被保険者の医療費抑制意識を啓発した。 特定健診については、継続受診を推進するため、実施3か年事業として継続受診者については、平成27年度から健診料金を無料とした。 上記のような様々な医療費適正化の取り組みに対する交付金として、保険者努力支援制度により40,821千円の歳入を確保した。	26年度	実施	実施	効果額	48,665
				27年度	↓	↓		92,216
				28年度	↓	↓		142,346
				29年度	↓	↓		176,843
				30年度	↓	↓		192,525
4	医療保険課	【追加】後期高齢者医療保険医療費適正化の推進	後期高齢者医療制度事業(医療費適正化等推進事業)補助金の確保(404千円) 市報の特集に医療費抑制についての記事を掲載して周知を行った(3月号) 保険証発行時に口座振替のお知らせ文書を同封することで、後期新規加入者の口座振替率を向上させ、収入の確保に努めた。	26年度		実施	効果額	468
				27年度		↓		488
				28年度		↓		559
				29年度		↓		407
				30年度		↓		404

大分類	Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	③給与制度の適切な運用

目的・課題
給与制度については、人事評価制度の活用及び国の給与制度に準じた内容とし、能力や職務に応じた適正な給与体系の運用に努めるとともに昇任、登用等に反映する。

進捗・管理		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	1,277	-
28年度	0	1,000	-
29年度	0	723	-
30年度	0	410	-
計	0	3,410	-

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	人事課	【継続】特殊勤務手当・住居手当(持家)の検討	住居手当については平成26年度末をもって廃止済。 火葬作業手当等の実情のない特殊勤務手当の廃止について検討している。	26年度	検討	検討	効果額	—
				27年度	実施	実施		1,277
				28年度	↓	↓		1,000
				29年度	↓	↓		723
				30年度	↓	↓		410
2	人事課	ホームページの見直し	人事勧告にて給料表の増額改定、勤勉手当支給月数の増を実施し、国に準拠。 時間外勤務手当については、予算執行を毎月確認し、時間外の適正な執行を行うよう適時ヒアリングを実施。	26年度	検討・実施	実施	—	—
				27年度	実施	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓	↓		—
3	人事課	【継続】附属機関である審議会等委員の報酬の検討	所管課からの報酬額変更の申し出はなかった。 県内自治体の報酬額の調査は行ったが、改定の是非までの検討には至っていない。	26年度	検討・実施	検討	—	—
				27年度	実施	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓	↓		—

大分類	Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	④地方公営企業の健全な経営

目的・課題
地方公営企業の経営の基本原則である公共性と効率性の観点を踏まえ、料金の適正化、収入の確保、事務事業の簡素・効率化、民間委託等の推進などに努め、経費の節減合理化、経営の効率化を図る。

進捗・管理		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	26,030	-
27年度	0	24,133	-
28年度	0	29,262	-
29年度	0	27,962	-
30年度	0	44,226	-
計	0	151,613	-

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	企業管理課	【継続】上下水道事業の経営効率化	収納率向上のために料金収納委託業者との会議による改善等の見直し(開催回数12回/年)と料金滞納者に対する給水停止措置(804件/年)を実施した。	26年度	実施	実施	効果額	26,030
				27年度	↓	↓		24,133
				28年度	↓	↓		29,262
				29年度	↓	↓		27,962
				30年度	↓	↓		44,226

大分類	Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	⑤外郭団体等(地方公社、一部事務組合、第3セクター等)の健全な経営

目的・課題
<p>外郭団体は、独立した団体として健全な経営を持続して行うことが求められる。また、公共性の高い事業を実施していることから、市民に対する情報公開など運営の透明化が必要である。そのためそれぞれの団体と協議し、健全な経営及び運営の透明化をさらに推進していく。</p>

進捗・管理		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	0	2,974	-
27年度	0	△ 26	-
28年度	0	2,974	-
29年度	0	2,974	-
30年度	0	2,974	-
計	0	11,870	-

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	総合政策課 関係課	【継続】外郭団体等経営改革プランの策定	新たな外郭団体等経営改革プランの策定はされていないが、関係各課へのヒアリングを実施し、本市から財政的支援を受けている外郭団体等について、独立した団体としての健全な経営を確立するため、将来に向けた運営方針の検討協議を引き続き行うこととした。(総合政策課)	26年度	検討・実施	未実施	策定 団体数 (団体)	0
				27年度	↓	↓		0
				28年度	↓	↓		0
				29年度	実施	↓		0
				30年度	↓	検討		0
2	商工観光課	ホームページの見直し	サンビレッジ茜は、特例公益法人から一般財団法人へ変更となったことにより市の出捐金及びその他公益目的財産を、10年間にわたって市へ分割で寄付を行うよう調整した。(商工観光課) 飯塚市教育文化振興事業団は平成26年度に公益財団法人に移行したところであるが、今後とも出捐金である基本財産の取り崩し等が発生しないよう適正な法人運営を要請する。(文化課)	26年度	検討	実施	効果額	2,974
				27年度	↓	↓		△ 26
				28年度	↓	↓		2,974
				29年度	↓	↓		2,974
				30年度	↓	↓		2,974



大分類	IV時代に対応できる組織改革と人材育成の推進
中分類	①時代に対応した効果的で効率的な組織・機構改革

目的・課題
急激な社会経済環境の変化や本格的な地方分権を迎える中、行政は、新たな行政課題に積極的に取り組み、市民との協働、多様・複雑化する市民ニーズに的確に対応する必要があることから、柔軟で効果的、効率的な組織・機構の構築を図る。

進捗・管理			
		(単位:千円)	
年度	効果 目標額	達成額	達成率
26年度	105,000	66,491	63.32%
27年度	164,000	155,940	95.09%
28年度	291,000	211,416	72.65%
29年度	411,000	370,229	90.08%
30年度	451,000	246,004	54.55%
計	1,422,000	1,050,080	73.85%

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	教育総務課 人事課	学校用務員及び学校司書に係る業務改善	学校用務員は、学校間での連携が必要な事項がある場合は、学校長と協議のうえ対応する体制を26年度から整え、実施している。(人事課) 学校図書館に配置している学校司書は、地区毎にグループを組織しており、業務改善や児童・生徒への教育効果を高めるため、全体会議、研修及びグループ活動などの共同実施を行っている。また、新規で採用した職員についても、円滑に図書館業務ができるようグループ内でサポートを行っている。(教育総務課)	26年度	検討	実施	—	—
				27年度	検討・実施	↓		—
				28年度	実施	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓	↓		—
2	人事課	ホームページの見直し	年度当初に当該定年予定者に対し再任用希望の有無及び常時勤務、短時間勤務の別などのアンケート調査を実施した。 再任用希望者の人事記録等を参考に、必要に応じ各人と面談するなどして希望と個別スキル等の調整を行った。 支所市民窓口課における窓口業務を再任用職員に適した業務と位置づけ、28年度から配置を行い、平成30年度も配置を行った。	26年度	実施	実施	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	↓	↓		—
				30年度	↓	↓		—
3	人事課	【継続】効果的・効率的な組織の検証(定員の適正化)	効率的な組織の検証と定員の適正化を図った。 ・H25年4月1日配置職員数 897人 ・H26年4月1日配置職員数 876人(△21人) ・H27年4月1日配置職員数 862人(△14人) ・H28年4月1日配置職員数 853人(△9人) ・H29年4月1日配置職員数 832人(△21人) ・H30年4月1日配置職員数 842人(+10人)	26年度	実施	実施	効果額	31,440
				27年度	↓	↓		48,654
				28年度	↓	↓		96,477
				29年度	↓	↓		264,029
				30年度	↓	↓		112,348
4	人事課	【継続】退職勧奨制度の実施	平成30年度職員退職勧奨実施要項を作成し、対象職員への周知及び説明会を実施した。 勧奨応諾者3人	26年度	実施	実施	効果額	35,051
				27年度	↓	↓		107,286
				28年度	↓	↓		114,939
				29年度	↓	↓		106,200
				30年度	↓	↓		133,656

大分類	IV時代に対応できる組織改革と人材育成の推進
中分類	②職員の意識改革と資質向上

目的・課題
第二次行財政改革を確実に実行していくため、職員が常に自己の仕事に問題意識を持ち、積極的に「改革・改善」に取り組むような意識の改革を図るとともに、その持てる能力を最大限に引き出せるよう人材育成等を行うことで、地方分権に対応できる職員の資質向上と市民への接遇向上を図る。

進捗・管理		(単位:千円)	
年度	効果目標額	達成額	達成率
26年度	0	0	-
27年度	0	0	-
28年度	0	0	-
29年度	0	0	-
30年度	0	0	-
計	0	0	-

No.	所管課	実施項目	平成30年度実施内容	年度	実施スケジュール	一進捗(実施内容)	成果指標	成果状況
1	人事課	再任用、嘱託職員等の研修実施	昨年度に引き続き、平成30年度においても、翌年度新規採用となる再任用職員を対象として、外部講師を招き、再任用職員としての心構えやモチベーションの維持・向上等についての研修を行った。また、この研修がより効果的なものとなるよう、再任用職員となる直前の年度末3月中旬に実施した。 また、全職員向け研修として実施している人権同和研修については、再任用・嘱託職員・臨時職員に対しても受講を促し、職場の人権意識向上に繋げている。	26年度	検討・実施	実施	研修回数(回)	1
				27年度	↓	↓		1
				28年度	↓	↓		2
				29年度	実施	↓		2
				30年度	↓	↓		2
2	人事課	ホームページの見直し	平成29年3月に改訂した人材育成基本計画においては、人材育成テーマを「セルフマネジメント型職員」の育成と位置づけている。平成30年度職員研修計画においては、このテーマを念頭に置き、世代を超えた職員間の良好なコミュニケーション及び組織の活性化を図る「コーチング研修」、職員の心の健康を保持・増進することによりメンタル・タフネスの向上を目指す「メンタルヘルス研修」、女性職員のキャリアアップ及び職場における中心的存在としての活躍を支援する「女性職員キャリアアップ」研修を重点項目とし、時代に応じた公務員の育成に向け、各種研修を実施した。特に、「女性職員キャリアアップ」研修については、試行的に、嘉麻市・桂川町の職員も対象とし、合同研修として実施した。	26年度	検討・実施	検討	各種研修会受講職員延べ人数(人)	1,819
				27年度	↓	↓		1,599
				28年度	↓	↓		1,595
				29年度	実施	実施		1,898
				30年度	↓	↓		2,048
3	人事課	人事評価制度による人材育成の促進	第2次飯塚市総合計画において、人事評価結果のB評価以上の職員割合を令和8年までに95%に達することを目標としている。そこで、達成方法の一つとして、評価結果の処遇への反映を実施し、職員のモチベーションの向上を図ることで、業務の達成や能力開発を促している。 平成30年度においては、昨年度に引き続き、平成29年度に人事評価の対象となった職員について、退職者や休職者等を除き、部長級職員から一般職員までの職員に対し、その評価結果に基づき、平成30年度6月期及び12月期の勤勉手当成績率への反映を行った。	26年度	検討・実施	検討	—	—
				27年度	↓	↓		—
				28年度	↓	↓		—
				29年度	実施	実施		—
				30年度	↓	↓		—

## 伊岐須会館の部屋別貸付契約書、管理契約、維持管理費支出の総括表

伊岐須会館管理運営協議会

・市有財産使用貸借契約書(別紙)

伊岐須会館維持管理費支出の総括表

・2018年度(平成30)伊岐須会館管理運営協議会決算書(別紙)

## 市有財産使用貸借契約書

飯塚市（以下「甲」という。）と伊岐須会館管理運営協議会（以下「乙」という。）との間に市有土地及び構造物の貸付について、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件及び貸付目的）

第1条 甲は、次に表示する土地、構造物、設備及び備品（以下「貸付物件」という。）を乙に貸与し、乙はこれを借用する。

土地の表示 飯塚市伊岐須869番1、869番4、869番5、869番6、869番7、869番8、850番10、850番11、850番20、850番21

地目 宅地（現況地目 宅地）、地積 1,220.15㎡

構造物の表示 伊岐須会館

伊岐須会館に付属する設備及び備品（別紙目録のとおり）

2 乙は、前項の貸付物件を、地域住民の福祉と教養の向上を図り、もって人権のまちづくりに資する地域コミュニティの実現の目的に使用するものとする。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。なお、期間満了の際に甲乙ともに異議のない場合は、別途協議のうえ貸付期間を更新できるものとし、改めて市有財産使用貸借契約を締結するものとする。

（貸付料及び遅滞損害金）

第3条 前条の貸付期間内にかかる貸付料は、無償とする。

（禁止行為）

第4条 乙は、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 貸付物件を、第三者に転貸すること。
- (2) 貸付物件を、第1条第2項に定める使用目的以外に使用すること。
- (3) 貸付物件の原形を変更すること。
- (4) 貸付物件に、建物等（仮設建物等を含む。）の地上に固定されるようなものを新築、増築、若しくは設置し、又は既存の構造物を改築すること。

2 前項の規定は、事前に文書により甲の承認を得たときは、この限りではない。

（契約の解除）

第5条 甲が、貸付物件を公用、公共用又は計画上必要とするときは、貸付期間中であっても甲は本契約を解除することができ、乙はこれに従わなければならない。

2 前項に掲げる場合を除くほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告無く本契約を解除することができる。

- (1) 前条第2項の規定による甲の承認無く、同条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 本契約に定める義務を履行しないとき。

3 前2項の規定による契約解除によって乙が損失をこうむることがあっても、甲はその損失を補償しないものとする。

（貸付物件の管理及び責任）

第6条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意を持って管理するものとする。

2 乙が第1項に規定する善良な管理者の注意を持って貸付物件を管理していないと甲が認めるときは、甲は乙に必要な指導を行うものとし、乙はこれに従わなければならない。

（管理規程）

第7条 乙は、貸借物件の管理運営に関し、管理規程を定めなければならない。

2 前項の管理規程は、甲の承認を得なければならない。

（関係書類の提出）

第8条 甲は、必要がある場合は、貸付物件の利用状況等、乙に対し、関係書類の提出を求めることができる。

（費用負担）

第9条 第6条第1項の規定に係る貸付物件の維持管理のために要する必要な費用は、伊岐須会館の管理運営に関する協定書第4条の規定により、甲乙の負担とする。

2 甲は、乙の貸付物件の維持管理に対し、財政支援を行うものとする。

（損害賠償）

第10条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を賠償として、甲に支払わなければならない。

（契約の疑義）

第11条 本契約に定める事項及びその他貸付関係について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項は、関係法令並びに飯塚市契約規則（平成18年飯塚市規則第61号）及び飯塚市公有財産管理規則（平成18年飯塚市規則第63号）に従って解決するものとし、なお、疑義の生じる場合は甲、乙協議のうえこれを解決するものとする。

この契約の履行を確保するため、本書を2通作成し、甲乙各自1通を保有する。

平成29年3月14日

甲 飯塚市新立岩5番5号  
飯塚市  
代表者 飯塚市長 片 峯 誠



乙 飯塚市伊岐須869番地1  
伊岐須会館管理運営協議会  
会長 田 中 廣 文



① 設備

- ・空調設備（冷房・暖房設備—空冷ヒートポンプパッケージエアコン  
室内機15台、室外機10台）
- ・消防用設備（消防器具、自動火災報知機、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識）
- ・電気設備（受電設備、配電設備他）

② 備品等

品名	規格	数量	保管場所
スチールキャビネット		2	事務室
スチールロッカー		1	〃
事務机(スチール)		2	〃
引き出し型キャビネット		2	〃
小型冷蔵庫		1	〃
絨毯	6畳タイプ	4	〃
座布団		50	和室
長机(足短)		19	教養娯楽室
長机(足短)		2	和室
長机(足短)		12	集会室
長机(足長)		8	教養娯楽室
長机(足長)		2	相談室
長机(足長)		1	事務室
長机(足長)		19	集会室
長机(足長)キャスター付		8	会議室
パイプ椅子		39	会議室
パイプ椅子		57	集会室
黒板		1	教養娯楽室
黒板		1	相談室
ストーブ	丸型	4	倉庫
扇風機		2	倉庫
冷蔵庫	279L	1	生活改善室
オープンレンジ	950w	1	〃
丸椅子		30	〃
カラーテレビ		1	事務室
コピー機		1	〃

市有財産使用貸借変更契約書

飯塚市（以下「甲」という。）と伊岐須会館管理運営協議会（以下「乙」という。）との間で平成29年3月14日締結した市有財産使用貸借契約（以下、「原契約」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

第1条 原契約第1条中「伊岐須会館に付属する設備及び備品（別紙目録のとおり）」のうち、目録を別紙のとおり改める。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年12月11日

甲 飯塚市新立岩5番5号  
飯塚市  
代表者 飯塚市長 片 峯 誠



乙 飯塚市伊岐須869番地1  
伊岐須会館管理運営協議会  
会長 田 中 廣 文



2018年度(平成30)伊岐須会館管理運営協議会決算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日迄)

【歳入の部】

項目	費目	予算額	流用額	現計予算額	決算額	予算残額
1	前年度繰越金	(小計) 0	0	0	0	0
	1 前年度繰越金	0	0	0	0	0
2	市補助金	(小計) 3,490,000	0	3,490,000	3,490,000	0
	1 市補助金	3,490,000	0	3,490,000	3,490,000	0
3	使用料	(小計) 373,000	0	373,000	358,050	14,950
	1 使用料	263,000	0	263,000	259,400	3,600
	2 使用料	110,000	0	110,000	98,650	11,350
4	負担金	(小計) 90,000	0	90,000	88,660	1,340
	1 負担金	90,000	0	90,000	88,660	1,340
5	雑収入	(小計) 15,000	0	15,000	21,661	△ 6,661
	1 貯金利息等	15,000	0	15,000	21,661	△ 6,661
合 計		3,968,000	0	3,968,000	3,958,371	9,629

【歳出の部】

項目	費目	予算額	流用額	現計予算額	決算額	予算残額
1	人件費	(小計) 2,632,000	△ 61,000	2,571,000	2,570,445	555
	1 給与	2,632,000	△ 61,000	2,571,000	2,570,445	555
2	消耗品費	(小計) 60,000	0	60,000	53,059	6,941
	1 施設管理消耗品費	60,000	0	60,000	53,059	6,941
3	燃料費	(小計) 20,000	0	20,000	13,308	6,692
	1 燃料費	20,000	0	20,000	13,308	6,692
4	光熱水費	(小計) 960,000	△ 116,000	844,000	843,905	95
	1 光熱水費	960,000	△ 116,000	844,000	843,905	95
5	維持補修費	(小計) 209,000	208,160	417,160	417,160	0
	1 維持補修費	209,000	208,160	417,160	417,160	0
6	通信運搬費	(小計) 57,000	△ 1,160	55,840	52,180	3,660
	1 通信運搬費	57,000	△ 1,160	55,840	52,180	3,660
7	研修会費	(小計) 30,000	△ 30,000	0	0	0
	1 研修会費	30,000	△ 30,000	0	0	0
8	予備費	(小計) 0	0	0	0	0
	1 予備費	0	0	0	0	0
合 計		3,968,000	0	3,968,000	3,950,057	17,943

歳入決算 3,958,371  
 歳出決算 — 3,950,057  
 繰越残額 8,314

平成31年4月10日 会計監査済  
 監査委員  
 監査委員

① 設備

- ・空調設備 (冷房・暖房設備—空冷ヒートポンプパッケージエアコン  
室内機15台、室外機10台)
- ・消防用設備 (消防器具、自動火災報知機、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識)
- ・電気設備 (受電設備、配電設備他)

② 備品

品名	規格	数量	保管場所
スチールキャビネット		2	事務室
スチールロッカー		1	事務室
事務机(スチール)		2	事務室
回転椅子		1	事務室
肘付回転椅子		1	事務室
事務用椅子		1	事務室
ファクシミリ		1	事務室
カラーテレビ		1	事務室
コピー機		1	事務室
応接セット (テーブル、ソファ、椅子2)		1	和室
長机(足短)		33	教養娯楽室(19) 和室(2)
			集会室(12)
長机(足長)		30	教養娯楽室(8) 相談室(2)
			事務室(1)
			集会室(19)
長机(足長)キャスター付		8	会議室
パイプ椅子		96	会議室(39) 集会室(57)
黒板		2	教養娯楽室(1) 相談室(1)
ストーブ	丸型	4	倉庫
オープンレンジ	950w	1	生活改善室
ガス炊飯器		2	生活改善室
消火器		8	

# 人権同和对策事業決算総括表(3年間)

人権・同和政策課

(歳入)

(単位:千円)

予 算 費 目	款	使用料及び手数料			県 支 出 金				諸 収 入				
	項	使 用 料			県 補 助 金		委 託 金	貸付金元利収入	雑 入				
	目	総務使用料			総務費補助金	教育費補助金	総務費委託金	総務費 貸付金元利収入	雑 入				
	節	総務管理使用料			総務管理費補助金	教育総務費 補助金	総務管理費 委託金	総務管理費 貸付金元利収入	雑入 (自己負担金)		雑入(その他 負担金)		
	細節	同和会館 使用料	人権啓発 センター 使用料	市有土地 使用料	隣保館運営 事業費補助金	地方改善施設 整備費補助金	人権・同和問題 啓発費補助金	地域人権啓発 活動活性化 事業委託金	専修 学校	結婚 支度金	各種講座 参加個人 負担金	電話 複写機 使用料	施設使用 負担金
28年度決算	29	259	110	24,001	7,605	4,080	141	296	232	413	0	3	
29年度決算	52	264	99	24,001	12,124	4,070	88	276	161	371	2	5	
30年度決算	16	159	102	24,082	0	3,713	64	821	74	359	0	4	

予 算 費 目	款	A. 歳入合計	B. 歳出合計	一般財源 ( B - A )
	項			
	目			
	節			
	細節			
28年度決算		37,169	218,720	181,551
29年度決算		41,513	237,411	195,898
30年度決算		29,394	254,696	225,302

(歳出)

(単位:千円)

予 算 費 目	款	務 費													
	項	総 務 管 理 費													
	目	人 権 同 和 推 進 費													
	節	給 料	職員 手当等	共済費	賃 金	報償費	旅 費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び 賃借料	工事 請負費	備品 購入費	負担金 補助及び 交付金	償還金 利子及び 割引料
28年度決算		25,834	12,250	8,118	13,294	1,509	4	4,941	2,347	7,101	1,816	23,960	2,341	24,716	278
29年度決算		22,867	11,325	7,944	14,585	1,493	23	5,962	2,334	11,724	1,871	36,643	2,369	27,686	260
30年度決算		27,375	12,978	8,319	10,629	1,486	46	4,493	2,250	5,266	1,798	45,174	125	23,900	241

予 算 費 目	款	教 育 費												歳出合計
	項	教 育 総 務 費												
	目	人 権 同 和 教 育 費												
	節	給 料	職員 手当等	共済費	報償費	旅 費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び 賃借料	備品 購入費	負担金 補助及び 交付金	公課費	
28年度決算		13,472	6,793	4,051	5,478	1,836	4,111	656	48,845	1,111	310	3,510	38	218,720
29年度決算		13,478	7,102	4,195	5,192	1,925	4,101	680	48,733	1,201	274	3,429	15	237,411
30年度決算		22,446	13,968	7,584	5,806	1,935	2,744	668	49,826	1,145	1,162	3,294	38	254,696



同和会館・人権啓発センターの施設管理委託実績(施設別、業務別)(3年間)

人権・同和政策課

(単位:円)

業務委託名	年度	立岩会館		穂波人権啓発センター		筑穂人権啓発センター			
		契約額	請負者	契約額	請負者	契約額	請負者		
電気工作物 保安管理	28	292,896	財)九州電気保安協会(立岩・穂波センター一括委託)						
	29	292,896	財)九州電気保安協会(立岩・穂波センター一括委託)						
	30	303,264	財)九州電気保安協会(立岩・穂波センター一括委託)						
空調設備 保守点検	28	334,800	オガワ設備工業(株)	191,160	オガワ設備工業(株)				
	29	334,800	オガワ設備工業(株)	191,160	オガワ設備工業(株)			295,920	オガワ設備工業(株)
	30	334,800	オガワ設備工業(株)	239,400	オガワ設備工業(株)			241,200	オガワ設備工業(株)
消防用設備 保守点検	28	409,320	(株)グッドジョブ(立岩・穂波・筑穂センター一括委託)						
	29	450,360	(株)グッドジョブ(立岩・穂波・筑穂センター一括委託)						
	30	450,360	(株)グッドジョブ(立岩・穂波・筑穂センター一括委託)						
浄化槽 保守点検	28			164,160	(有)ほなみ環境衛生工業	201,960	総合開発企業組合		
	29			164,160	(有)ほなみ環境衛生工業	201,960	総合開発企業組合		
	30			162,000	(株)ほなみ環境衛生工業	201,960	総合開発企業組合		
夜間及び 休日施設 管理	28			492,750	高野初美	492,750	原 浩幸		
	29			493,560	高野初美	493,560	原 浩幸		
	30			493,560	高野初美	328,000	原 浩幸(H30.4.1~H30.12.5)		
						165,560	上野 清一(H30.12.6~H31.3.31)		
清掃	28	421,200	(株)トキワビル商会(立岩・穂波・筑穂センター一括委託)						
	29	421,200	(株)トキワビル商会(立岩・穂波・筑穂センター一括委託)						
	30	429,624	(株)トキワビル商会(立岩・穂波・筑穂センター一括委託)						

人権同和对策関係補助金、負担金交付団体の状況資料(目的、規約、決算書)

人権・同和政策課

団 体 名	資 料 名	ページ
部落解放同盟飯塚市協議会	1 部落解放同盟飯塚市協議会規約	51
	2 2018年(平成30年度)活動報告	53
	3 2018年度決算書	55
全日本同和会福岡県連合会 飯塚市支部協議会	1 全日本同和会飯塚市支部協議会規約	56
	2 平成30年度事業報告書	57
	3 平成30年度決算書	57
飯塚人権擁護委員協議会	1 飯塚人権擁護委員協議会会則	58
	2 平成30年度決算書	60
福岡県隣保館連絡協議会	1 福岡県隣保館連絡協議会会則	60
	2 2018年度決算書	62
嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会	1 嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則	62
	2 2018年度決算書	63

# 部落解放同盟飯塚市協議会 規約

## 第1章 総則

### 第1条

本会は部落解放同盟飯塚市協議会と称し、事務所を福岡県飯塚市伊岐須869-1に置く。

### 第2条

本会は部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的とする。

### 第3条

本会は飯塚市内の部落を拠点とし、前条の目的を達成するために活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体であり、差別と闘うすべての人々との連帯をめざす。

## 第2章 同盟員

### 第4条

部落解放同盟の綱領、並びに本会の規約を承認し、別に定める所定の手続きを経て、本会に加入する部落住民・部落出身者を同盟員とする。

### 第5条

本会を脱退しようとする者は、所定の脱退届を提出し、各級機関の承認を受けなければならない。所定の手続きを経ずに脱退した者、または長期にわたって同盟費を滞納し、その義務を放棄したものは除籍処分とする。

### 第6条

同盟員は支部に所属することとし、所定の同盟費を納め、本会の諸決定に従い、かつ本会の目的達成のために積極的に活動し、諸集會に参加し役員を選び、また選ばれるものとする。

なお、支部外に居住する部落出身者が同盟員になる場合は、近隣の支部に所属するか、直轄同盟員になることができる。ただし、直轄同盟員は役員に選ばれない。

本会の目的に賛同し、同盟員としての趣旨を理解して活動する者は賛助会員とすることができる。ただし、本会の役員には選ばれない。

## 第3章 組織

### 第7条

本会の基礎組織は支部であり、支部は部落を単位として、10名（世帯）以上の同盟員をもって組織することができる。ただし、少数点在部落について、複数の部落を単位として支部を組織することができる。

また、10世帯未満の部落においても単独で支部を組織することもできる。

これらの場合、市協委員会の決定並びに県連の審査決定と中央本部の承認をうけなければならない。

### 第8条

支部を組織するときは、支部登録申請書、支部員名簿、支部役員名簿、支部規約を提出し、市協委員会の承認を得て県連に提出し、中央本部の承認を要する。

### 第9条

本会は円滑な目的達成のために次の区分に掲げる支部統括を置く。支部統括は地域内の支部への連絡徹底、機関誌の配送や日常での同盟員の相談活動・市協への連絡などにあたり、執行権を有しない。

- ・飯塚地区支部統括・筑穂地区支部統括・穂波地区支部統括
- ・顔田地区支部統括・庄内地区支部統括

## 第4章 機関

### 第10条

本会に次の機関を置く。

- 1 定期大会
- 2 市協委員会
- 3 執行委員会
- 4 統制委員会
- 5 財務委員会

### 第11条

大会は本会の最高決議機関であって、市協委員会の決定に基づき毎年1回、執行委員長が召集する。

但し、市協委員会が必要と認めて決定したときは、または同盟員の3分の1以上の申請があったときは、臨時大会を召集しなければならない。

### 第12条

大会は各支部から選出された代議員及び市協委員・役員をもって構成する。代議員定数及び選出方法は、市協委員会で決定する。

### 第13条

大会は代議員定数の3分の2以上の出席をもって成立し、大会構成員の過半数をもって決議する。

### 第14条

執行委員・市協委員の定数は規定で定める。

### 第15条

市協委員会は大会に次ぐ決議機関であって、各支部統括より選出された委員をもって構成し、執行委員長が必要と認めるとき召集する。但し、市協委員総数の3分の1以上の請求があったときは速やかに召集しなければならない。

### 第16条

市協委員会は市協委員・執行委員をもって構成し、その決定事項については大会に対して責任を負う。決議については第13条に準ずる。

#### 第17条

執行委員会は本会の執行機関であり、執行委員長、副執行委員長、書記長、財務委員長、執行委員をもって構成し、必要に応じて執行委員長が随時これを招集する。

#### 第18条

執行委員会のもとに書記局を設置し、部・局及び各種委員会を設けることができる。書記局及び各種委員会の構成員は執行委員会の決定に基づき、執行委員長が任免する。

#### 第19条

執行委員会は大会及び市協委員会の諸決定を執行し、その執行について大会及び市協委員会に対して責任を負う。

#### 第20条

財務委員会は財務委員をもって構成し、必要に応じて財務委員長が招集する。財務委員会は市協委員会の提起により本会の財務について審議し、決定することができる。但し、これを市協委員会に報告し承認を受けるものとする。

#### 第21条

統制委員会は統制委員をもって構成し、必要に応じて統制委員長が召集する。統制委員長は統制委員の互選によるものとする。統制委員会は執行委員会の提起により規律に違反する行為等を審査し、それに對する処分を決定して、大会に報告するものとする。

#### 第22条

会計監査は本会の会計事務の監督・經理の監査をおこない、これを大会に報告するものとする。

### 第5章 役員

#### 第23条

本会に次の役員を置く。

1	執行委員長	1名
2	副執行委員長	2名以内
3	書記長	1名
4	財務委員長	1名
5	執行委員	若干名
6	会計監査	3名
7	統制委員	5名
8	財務委員	5名

#### 第24条

執行委員長は本会を代表し、本会の諸活動を総括統理する。副執行委員長は執行委員長を補佐し執行委員長事故あるときはこれを代行する。書記長は本会の業務を統轄し、書記局・各部署の業務遂行にあたる。財務委員長は本会の会計を司る。執行委員は執行委員会の職務を分掌する。

会計監査は本会の会計事務を監査する。統制委員は本会の統制事案を処理する。財務委員は本会の財務事案を処理する。

#### 第25条

役員の任期は2年とし、役員選出については役員選挙規定による。ただし、再任はさまたげない。

### 第6章 会計

#### 第26条

本会の会計は同盟会費、寄付金、助成金、その他の収入でまかなう。会計事務処理においては会計事務の適切をはかる。

#### 第27条

本会の会計年度はその年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

#### 第28条

本会の予算と決算は大会の承認を要する。

### 第7章 規律

#### 第29条

本会の名誉を汚損し、規約に違反し、機関の決定に従わない等の行為ある同盟員は市協統制委員会で審査し、「除名」・「除籍」・「除籍勧告」・「活動停止」・「役職停止」・「戒告」その他の統制処分をおこない、また解除することができる。ただし、除名処分については県連統制委員会を経由して、中央統制委員会の審査確認を必要とする。尚、活動停止や役職停止処分は2年を限度とする。統制処分を受け、不服の場合は県連統制委員会に抗告することができる。

#### 第30条

機関の決定に従わない等の重大な組織違反行為のある支部統括もしくは支部に対して、市協委員会の決定により組織の解散、機関解体、機関活動停止その他の組織統制処分を行い、また解除することができる。

### 第8章 付則

#### 第31条

市協委員会の決定により本会に顧問を置くことができる。顧問は執行委員会の諮問に応じて助言するものとし、重要事項につき建議することができる。

#### 第32条

本会の諸規定の改廃は市協委員会の決議を要する。

#### 第33条

本規約の改廃については大会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

1 各種会議・研修会

会議・集会・研修会	開催日	開催場所	出席者	備考
定期大会	2018. 4. 15	立岩会館	83名	第11回定期大会
福岡県委員会	2018. 5. 18	県連解放センター	5名	第68期第3回県委員会
	2018. 6. 20	県連解放センター	4名	第68期第4回県委員会
	2018. 7. 9	県連解放センター	5名	第68期第5回県委員会
	2018. 10. 19	県連解放センター	4名	第69期第1回県委員会
	2018. 12. 19	県連解放センター	7名	第69期第2回県委員会
	2019. 2. 27	県連解放センター	3名	第69期第3回県委員会
飯塚市協委員会	2018. 4. 10	伊岐須会館	42名	第10期第6回市協委員会
	2018. 5. 29	伊岐須会館	36名	第11期第1回市協委員会
	2018. 7. 10	伊岐須会館	41名	第11期第2回市協委員会
	2018. 7. 18	伊岐須会館	37名	第11期第3回市協委員会
	2018. 11. 1	伊岐須会館	38名	第11期第4回市協委員会
	2019. 2. 19	伊岐須会館	36名	第11期第5回市協委員会
執行委員会	2018. 4. 2	市協事務所	8名	第10期第16回執行委員会
	2018. 5. 2	市協事務所	8名	第11期第1回執行委員会
	2018. 6. 4	市協事務所	8名	第11期第2回執行委員会
	2018. 6. 25	市協事務所	8名	第11期第3回執行委員会
	2018. 7. 4	市協事務所	8名	第11期第4回執行委員会
	2018. 8. 2	市協事務所	8名	第11期第5回執行委員会
	2018. 9. 5	市協事務所	8名	第11期第6回執行委員会
	2018. 10. 2	市協事務所	7名	第11期第7回執行委員会
	2018. 11. 5	市協事務所	7名	第11期第8回執行委員会
	2018. 12. 4	市協事務所	8名	第11期第9回執行委員会
	2019. 1. 22	市協事務所	7名	第11期第10回執行委員会
	2019. 2. 4	市協事務所	8名	第11期第11回執行委員会
2019. 3. 14	市協事務所	7名	第11期第12回執行委員会	
財務委員会	2018. 4. 9	伊岐須会館	5名	第10期第3回財務委員会
	2018. 4. 25	伊岐須会館	5名	第11期第1回財務委員会
	2018. 10. 23	伊岐須会館	5名	第11期第2回財務委員会
組織検討委員会	2018. 12. 5	伊岐須会館	8名	第11期第1回組織検討委員会
	2019. 2. 14	伊岐須会館	8名	第11期第2回組織検討委員会
	2019. 3. 26	伊岐須会館	8名	第11期第3回組織検討委員会
大会運営委員会	2018. 4. 10	立岩会館	6名	第11回定期大会第2回大会運営委員会
	2019. 3. 6	伊岐須会館	4名	第12回定期大会第1回大会運営委員会
人権のまちづくり	2018. 6. 23	立岩会館	143名	飯塚市協解放教育学習会
子ども支援	2018. 5. 27	県連解放センター	1名	県連第2回高校生代表者会議
	2018. 6. 5	立岩会館	2名	第1回飯塚市解放子ども会運営委員会
	2018. 6. 9	生活体験学校	2名	飯塚市解放子ども会交流会
	2018. 6. 21	県連解放センター	1名	県連第2回教育運動部長会議
	2018. 6. 30	県連解放センター	1名	県連第3回高校生代表者会議

第34条

支部規約は本会の規約に準ずるものとする。

第35条

本規約は決定と同時に効力を発する。

2008年4月 6日 第1回定期大会において決定した。

2010年4月25日 第3回定期大会において一部改正した。

2011年4月 9日 第4回定期大会において一部改正した。

子ども支援	2018. 7. 5	県連解放センター	1名	第68期第1回教育運動部長会議	
	2018. 8. 18~19	神戸市	1名	第50回全国高校生集会	
	2018. 9. 30	県連解放センター	1名	県連第4回高校生代表者会議	
	2018. 10. 22	伊岐須会館	6名	市協第1回高校生代表者会議	
	2018. 10. 25	飯塚市役所	1名	第1回定数検討委員会	
	2018. 11. 16	伊岐須会館	4名	市協第2回高校生代表者会議	
	2019. 1. 17	飯塚市役所	1名	第2回定数検討委員会	
	2019. 1. 24	福岡県庁	1名	就学支援要請行動	
	2019. 1. 25	福岡県庁	1名	高校定数要求行動	
	2019. 1. 30	県連解放センター	1名	第69期第1回教育運動部長会議	
2019. 2. 8	飯塚市役所	1名	教育事務折衝		
女性支援	2018. 4. 16	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会	
	2018. 4. 16	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議	
	2018. 4. 21	コミュニティセンター	5名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク総会	
	2018. 5. 6	市協事務所	6名	第11期第1回女性部代表者会議	
	2018. 5. 12~13	和歌山市	5名	第63回全国女性集会	
	2018. 6. 18	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会	
	2018. 6. 19	市協事務所	7名	第11期第2回女性部代表者会議	
	2018. 7. 2	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム役員会	
	2018. 7. 3	県連解放センター	1名	県連女性部長会議	
	2018. 7. 8	伊岐須会館	42名	第11回市協女性集会	
	2018. 7. 18	県連解放センター	1名	県連女性部長会議	
	2018. 7. 23	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議	
	2018. 7. 23	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会	
	2018. 8. 21	県連解放センター	1名	県役職女性職員との懇談会	
	2018. 8. 27	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム役員会	
	2018. 9. 10	コミュニティセンター	1名	サンクスフォーラム実行委員会	
	2018. 9. 11	県連解放センター	1名	県連女性部長会議	
	2018. 9. 13	市協事務所	5名	第11期第3回女性部代表者会議	
	2018. 10. 15	県連解放センター	1名	サンクスフォーラム実行委員会	
	2018. 10. 22	コミュニティセンター	1名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議	
	2018. 10. 25	市協事務所	5名	第11期第4回女性部代表者会議	
	2018. 11. 2	市協事務所	10名	第11期第1回女性部拡大代表者会議	
	2018. 11. 3	県連解放センター	10名	第53回福岡県女性集会	
	2018. 11. 4	伊岐須会館	15名	第1回高齢者配食事業	
	2018. 12. 1	コスモスコモン	3名	第12回サンクスフォーラム祭	
	2019. 1. 22	県連解放センター	1名	県連女性部長会議	
	2019. 1. 22	市協事務所	6名	第11期第5回女性部代表者会議	
	2019. 1. 26	コミュニティセンター	3名	飯塚男女共同参画推進ネットワーク会議	
	2019. 2. 2	穂波交流センター	89名	女性部学習会	
	2019. 3. 8	市協事務所	7名	第11期第6回女性部代表者会議	
	2019. 3. 10	伊岐須会館	15名	第1回高齢者配食事業	
	高齢者支援	2018. 5. 24	市協事務所	5名	第11期第1回高齢者代表者会議

高齢者支援	2018. 6. 14	市協事務所	5名	第11期第2回高齢者代表者会議
	2018. 6. 18	穂波人権啓発センター	42名	第11回市協高齢者集会
	2018. 9. 6	穂波人権啓発センター	70名	穂波支部統括高齢者交流会
	2018. 9. 14	立岩会館	40名	飯塚支部統括高齢者交流会
	2019. 3. 15	市協事務所	5名	第11期第3回高齢者代表者会議
	2019. 3. 19	穂波人権啓発センター	40名	第2回高齢者部会学習会
人材育成	2018. 5. 25	市協事務所	7名	第11期第1回青年部活動者会議
	2018. 6. 15	市協事務所	8名	第11回第2回青年部活動者会議
	2018. 6. 17	県連解放センター	1名	第46回福岡県青年集会
	2018. 6. 26	伊岐須会館	12名	第11回市協青年部集会
	2018. 8. 18~19	神戸市	4名	第62回全国青年集会
	2018. 9. 12	市協事務所	6名	第11回第3回青年部活動者会議
	2018. 11. 7	市協事務所	10名	第11回第4回青年部活動者会議
	2018. 11. 25	筑豊管内	17名	第8回育成事業
	2019. 2. 19	市協事務所	4名	第11回第5回青年部活動者会議
	人権救済法	2018. 5. 22	東京都	1名
2018. 10. 30		東京都	2名	人権確立要求第2次中央集会
産炭地関係	2018. 4. 5	市協事務所	2名	日鉄鉱業との協議
	2018. 4. 6	市協事務所	1名	経済産業省との協議
	2018. 4. 10	市協事務所	2名	日鉄鉱業との合意書
	2018. 4. 12	市協事務所	1名	国土交通省との協議
	2018. 4. 19	市協事務所	1名	国土交通省との協議
	2018. 4. 20	福岡市	2名	三局長交渉
	2018. 4. 23	市協事務所	1名	特定鉱害との協議
	2018. 4. 24	市協事務所	1名	国土交通省との協議
	2018. 4. 25	市協事務所	1名	遠賀川事務所との協議
	2018. 4. 27	飯塚市内	2名	農地復旧工事立会
	2018. 4. 28	市協事務所	1名	特定鉱害との協議
	2018. 5. 14	市協事務所	1名	遠賀川事務所との協議
	2018. 5. 17	県連解放センター	1名	産炭地委員会
	2018. 5. 22~23	東京都	2名	産炭地中央交渉
	2018. 5. 25	市協事務所	1名	国土交通省との協議
	2018. 6. 7	市協事務所	1名	遠賀川事務所との協議
	2018. 6. 11	市協事務所	1名	ジョグネックとの協議
	2018. 6. 19	市協事務所	1名	JR九州との協議
	2018. 6. 22	市協事務所	1名	ジョグネック工事説明
	2018. 7. 9	市協事務所	1名	特定鉱害との協議
	2018. 7. 11	市協事務所	1名	ジョグネックとの協議
	2018. 7. 12	福岡市	16名	七機関交渉
	2018. 7. 18	県連解放センター	2名	九州産業保安監督部との再交渉
	2018. 8. 17	嘉麻市	1名	産炭地委員会
	2018. 8. 22	市協事務所	2名	福岡労働局との協議
	2018. 8. 23	市協事務所	1名	飯塚市との協議



産炭地関係	2018. 8. 28	福岡市	13名	福岡県産炭地交渉
	2018. 9. 3	嘉麻市	2名	厚生労働省との情報交換会
	2018. 9. 20	市協事務所	1名	国土交通省との協議
	2018. 10. 1	花瀬地区	2名	花瀬赤水現地調査
	2018. 10. 2	直方市	2名	産炭地委員会
	2018. 10. 17	市協事務所	1名	遠賀川事務所との協議
	2018. 10. 18	花瀬地区	2名	花瀬赤水現地視察
	2018. 10. 30~31	東京都	2名	産炭地中央交渉
2018. 12. 18	花瀬地区	1名	花瀬赤水現地調査	
労働対策	2018. 4. 16	市協事務所	1名	筑豊労働者支援事務所との協議
	2018. 4. 27	稲築志耕館高校	1名	第1回就職対策会議
	2018. 5. 18	飯塚職安	1名	就職問題連絡協議会運営委員会
	2018. 5. 28	筑豊ハイソ	1名	第3回就職連絡協議会総会
	2018. 6. 1	市協事務所	4名	第1回労働部会
	2018. 6. 1	飯塚職安	1名	中学校職場実地指導運営委員会
	2018. 6. 21	立岩会館	1名	2018年度進路保障協議会総会
	2018. 6. 26	筑豊ハイソ	2名	2018年度筑豊ブロック全体協議会
	2018. 6. 28	立岩会館	1名	新規中学校卒予定者担当者会議
	2018. 7. 6	立岩会館	1名	第2回就職対策会議
	2018. 9. 7	立岩会館	1名	第3回就職対策会議
	2018. 11. 2	立岩会館	1名	第4回就職対策会議
	2019. 1. 29	市協事務所	5名	第2回労働部会
2019. 2. 1	立岩会館	1名	第5回就職対策会議	
2019. 2. 27	伊岐須会館	28名	第3回労働部会学習会	
農政対策	2018. 5. 17	市協事務所	4名	第1回農政部会
	2018. 5. 24	県連解放センター	1名	農政部関係学習会
	2018. 8. 27	福岡市	1名	J Aグループ福岡との学習会
	2018. 9. 11	市協事務所	4名	第2回農政部会
	2018. 10. 25	県連解放センター	1名	県連農政部長会
	2019. 2. 28	市協事務所	4名	第3回農政部会
その他	2018. 6. 6	県連解放センター	1名	第68期第2回企業対策部長会議
	2018. 6. 11	県連解放センター	1名	第68期第2回環境対策部長会議
	2018. 10. 17	県連解放センター	1名	第69期第1回生活対策部長会議
	2018. 11. 2	県連解放センター	1名	第69期第1回環境対策部長会議
研修会	2018. 5. 15~16	鹿児島市	19名	第38回全九州研究集会
	2018. 6. 28~29	鳥取県米子市	10名	第43回西日本夏期講座
	2018. 8. 20~21	別府市	18名	第45回九州地区人権・同和教育夏期講座
	2018. 9. 11~16	兵庫県芦屋市	2名	隣保事業士講習会
	2018. 9. 23~24	さいたま市	5名	第41回人権保育研究集会
	2018. 11. 17~18	大津市	9名	第62回全国人権・同和教育研究大会
	2018. 11. 27~29	岡山市	9名	第52回全国研究集会
	2018. 12. 22	福岡市	16名	世界人権宣言70周年集会
	2019. 2. 6~7	新潟市	6名	第33回全国人権啓発研究集会

2018年度部落解放同盟飯塚市協議会決算書  
(2018年4月1日~2019年3月31日迄)

【歳入の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額	流用額	現計予算	決算	残額	18年度補助対	18年度補助対象外
1	繰越金	7,288	0	7,288	7,288	0	0	7,288
2	会費	4,017,600	0	4,017,600	4,017,600	0	0	4,017,600
3	補助金	20,304,000	0	20,304,000	20,304,000	0	20,304,000	0
4	カンパ金	100,000	0	100,000	35,000	65,000	0	35,000
5	雑収入	10,000	0	10,000	26	9,974	0	26
合	計	24,438,888	0	24,438,888	24,363,914	74,974	20,304,000	4,059,914

【歳出の部】

項目	費目	予算額	流用額	現計予算	決算	残額	18年度補助対	18年度補助対象外
1 人件費	小計	8,492,000	△ 50,000	8,442,000	8,431,910	10,090	8,431,910	0
	① 専従役員給与	7,040,000	0	7,040,000	7,040,000	0	7,040,000	0
	② 通勤費	92,000	0	92,000	91,200	800	91,200	0
	③ 保険料	1,000,000	0	1,000,000	990,710	9,290	990,710	0
	④ 非常勤役員行動費	360,000	△ 50,000	310,000	310,000	0	310,000	0
2 事務所費	小計	1,464,800	△ 22,420	1,442,380	1,413,196	29,184	1,373,788	39,408
① 維持費	400,000	0	400,000	394,670	5,330	394,670	0	
② 消耗品費	300,000	18,313	318,313	318,313	0	318,313	0	
③ 食糧費	40,000	0	40,000	37,248	2,752	0	37,248	
④ 委託料	1,000	0	1,000	0	1,000	0	0	
⑤ 通信費	300,000	△ 31,013	268,987	254,185	14,802	254,185	0	
⑥ 印刷製本費	5,000	0	5,000	2,160	2,840	0	2,160	
⑦ 賃借料	388,800	0	388,800	388,800	0	388,800	0	
⑧ 備品費	10,000	△ 9,720	280	0	280	0	0	
⑨ 事務所費その他	20,000	0	20,000	17,820	2,180	17,820	0	
3 会議費	小計	690,000	△ 103,000	587,000	585,900	1,100	585,900	0
① 県委員会	90,000	△ 6,000	84,000	83,440	560	83,440	0	
② 市協委員会その他	600,000	△ 97,000	503,000	502,460	540	502,460	0	
4 事業費	小計	7,074,360	171,920	7,246,280	7,245,505	775	6,573,745	671,760
① 人権のまちづくり	200,000	△ 80,000	120,000	120,000	0	120,000	0	
② 子ども支援	200,000	△ 62,000	138,000	137,940	60	137,940	0	
③ 女性支援	700,000	△ 59,000	641,000	640,902	98	640,902	0	
④ 高齢者支援	700,000	△ 433,800	266,200	266,000	200	266,000	0	
⑤ 人材育成	600,000	△ 154,680	445,320	444,983	337	444,983	0	
⑥ 人権救済法	300,000	△ 94,560	205,440	205,380	60	205,380	0	
⑦ 産炭地関係	400,000	79,060	479,060	479,060	0	479,060	0	
⑧ 研修会費	2,700,000	1,031,480	3,731,480	3,731,480	0	3,731,480	0	
⑨ 費用弁償	80,000	△ 38,000	42,000	42,000	0	42,000	0	
⑩ その他の行動	1,100,000	35,420	1,135,420	1,135,420	0	506,000	629,420	
⑪ 教宣費	5,000	△ 5,000	0	0	0	0	0	
⑫ 狭山	50,000	△ 47,000	3,000	2,980	20	0	2,980	
⑬ 書籍費	39,360	0	39,360	39,360	0	0	39,360	
5 大会費	小計	943,800	△ 28,660	915,140	913,207	1,933	765,140	148,067
① 市協大会	100,000	0	100,000	98,067	1,933	0	98,067	
② 県連大会	159,200	39,800	199,000	199,000	0	149,000	50,000	
③ 全国大会	684,600	△ 68,460	616,140	616,140	0	616,140	0	
6 調査費	小計	2,232,000	0	2,232,000	2,211,170	20,830	2,065,517	145,653
① 地区統括調査費	2,232,000	0	2,232,000	2,211,170	20,830	2,065,517	145,653	
7 負担金	小計	3,463,200	58,000	3,521,200	3,521,200	0	508,000	3,013,200
① 県連会費	3,013,200	0	3,013,200	3,013,200	0	0	0	3,013,200
② 負担金	450,000	58,000	508,000	508,000	0	508,000	0	
8 渉外費	小計	65,000	△ 12,112	52,888	36,240	16,648	0	36,240
① 渉外費	45,000	△ 4,112	40,888	36,240	4,648	0	36,240	
② 慶弔費	20,000	△ 8,000	12,000	0	12,000	0	0	
9 予備費	小計	13,728	△ 13,728	0	0	0	0	0
① 予備費	13,728	△ 13,728	0	0	0	0	0	
合	計	24,438,888	0	24,438,888	24,358,328	80,560	20,304,000	4,054,328
					決算・対象額・対象外額		0	5,586

歳入 24,363,914  
 歳出 24,358,328  
 残額 5,586

2019年4月5日会計監査済  
 監査委員  
 監査委員  
 監査委員

## 全日本同和会飯塚市支部協議会 規約

### (総則)

第1条 本会は、全日本同和会飯塚支部協議会と称する。

第2条 本会の事務所は飯塚市内に置く。

### (目的及び運動)

第3条 本会は、同和問題の完全な解決を図ると共に、民主主義社会の建設に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の三項目を基本線とし、その年々の情勢に即応して必要とする一切の運動を行う。

- 1 社会的施策の拡充・産業経済の伸長・教育文化の向上・生活環境の改善、啓発教育活動の強化を主軸とする総合的同和国策の樹立実行を強力に推進する。
- 2 地域住民の自覚と生活意識を高め、社会的、経済的地位の向上と生活環境の改善を図る。
- 3 婚姻・就職・職業・教育・居住・社交など一切の差別を撤廃し、差別的偏見を打破するための啓発宣伝活動を行う。

### (組織)

第5条 本会は、本会の規約に賛成する同士を会員として組織する。

第6条 会員は、所定の会費を納め、本会の決定する方針、決議に基づき、積極的に活動する。

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1 支部長 1名
- 2 副支部長 1名
- 3 会計 1名
- 4 会計監査 2名
- 5 執行委員 10名以内

第8条 支部長、副支部長、会計、執行委員、監査は支部協議会総会にて選出する。

第9条 支部長は、支部を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めるところにより、その職務を行う。

3 会計は本会の会計全般を担当する。

4 会計監査は本会の会計を監査する。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会計)

第11条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第13条 本会の予算及び決算は、支部総会で承認を得なければならない。

第14条 本会の会費は月額400円とし、年額4,800円を会計年度内に納付するものとする。

### (その他)

第15条 旅費・手当等及び慶弔費等の支払いについては、「旅費・手当等及び慶弔費等の支払等に関する規程」により支払うものとする。

### (付則)

本規約は、平成19年4月1日より実施する。



全日本同和会 福岡県連合会 飯塚支部協議会

平成30年度 事業報告書

月	会議名	開催場所	開催日	参加数
4月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	19日	1名
	飯塚支部執行委員会議及び監査会	飯塚市	1日	7名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	22日	2名
5月	青年部理事会	東京	16日	1名
	第59回全国大会	東京	17日	5名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	27日	2名
6月	福岡県連合理事及び支部長会議	北九州市	14日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	30日	2名
7月	青年部研修会	大阪	10日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	28日	2名
8月	女性部正副部長会議	京都	22日	1名
	女性部理事会	京都	日	0名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日	2名
9月	九州連合会研修大会	佐賀	6日	5名
	飯塚支部三役会議	飯塚市	9日	3名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	29日	2名
10月	女性部研修会	京都	18日	5名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	29日	2名
11月	総務組織教育対策委員会議	広島	7日	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日	2名
12月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	5日	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	22日	2名
1月	九州役員研修会	北九州市	日	0名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	27日	2名
2月	青年部正副部長会議	東京	13日	1名
	全国合同研修大会	東京	14日	4名
	小峠東地区人権研修会	飯塚市	16日	23人
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	24日	2名
3月	飯塚支部三役会議	飯塚市	2日	3名
	飯塚支部執行委員会議及び監査会	飯塚市	31日	7名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	31日	2名

平成30年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【決算書】

【歳入の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額	流用額	決算額	備考	補助対応額	自主財源
1 前年度繰越金	(小計)	103		103			103
	1 前年度繰越金	103		103			103
2 市補助金	(小計)	2,524,000		2,524,000		2,524,000	0
	1 市補助金	2,524,000		2,524,000		2,524,000	0
3 会費	(小計)	432,000		432,000			432,000
	1 会費	432,000		432,000	400円×12ヶ月×90人		432,000
4 雑入	(小計)	12		12			12
	1 預金利息	12		12			12
合 計		2,956,115		2,956,115		2,524,000	432,115

【歳出の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額	流用額	決算額	備考	補助対応額	自主財源
1 活動費	(小計)	728,000		728,000		728,000	0
	1 役員専従行動費	728,000		728,000	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	728,000	0
2 旅費	(小計)	1,475,000		1,468,180	一部自主財源	1,335,180	133,000
	1 大会旅費	405,000	△21,720	383,280	九州・全国大会等 ※研修旅費へ流用	355,280	28,000
	2 研修旅費	580,000	32,000	622,000	全国幹部研修会、九州地区研修等 ※大会旅費・会議旅費・予備費より流用	575,000	47,000
	3 会議旅費	480,000	△17,100	462,900	支部三役会議、執行委員会議等 ※研修旅費・事務局費へ流用	404,900	58,000
3 活動費	(小計)	352,000		352,000		352,000	0
	1 青年部	134,000		134,000	地域活動	134,000	0
	2 女性部	134,000		134,000	地域活動	134,000	0
	3 老人部	74,000		74,000	地域活動	74,000	0
	4 研修会費	10,000		10,000	地域での人権学習会等	10,000	0
4 事務局費	(小計)	175,000	6,284	181,284	一部自主財源	108,820	72,474
	1 事務消耗品等	175,000		181,284	※旅費へ流用	108,820	72,474
5 慶弔費	(小計)	10,000		10,000	自主財源		10,000
	1 慶弔費	10,000		10,000			10,000
6 地協負担金	(小計)	216,000		216,000	自主財源		216,000
	1 地協負担金	216,000		216,000	200円×12ヶ月×90人		216,000
7 予備費	(小計)	115					0
	1 予備費	115			※研修旅費へ流用		
合 計		2,956,115		2,955,474		2,524,000	431,474

取入済額 2,956,115 円 - 支出済額 2,955,474 円 = 繰越金 641 円

平成31年3月31日 上記のとおり、相違ないと認めます。

# 飯塚人権擁護委員協議会会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、飯塚人権擁護委員協議会と称する。

第2条 本会は、事務所を福岡法務局飯塚支局内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、人権擁護事業に関する能率的運営と組織的活動の促進を図り、もって真に平和と自由を愛する民主的地域社会の確立に努めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝に関する事項
- (2) 民間に於ける人権擁護活動の助長に関する事項
- (3) 人権擁護委員の職務に関し、必要な資料及び情報の収集
- (4) 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表
- (5) 人権擁護上必要がある場合に関係機関に対し意見を述べること
- (6) 人権擁護委員相互の連絡及び総合計画の樹立に関する事項
- (7) その他目的達成に必要な事項

## 第3章 組織

第5条 本会は、福岡法務局飯塚支局管内の人権擁護委員をもって組織する。

## 第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1人
副会長	2人以内
常務委員	13人以内
事務局長	1人
監事	2人

第7条 常務委員は、各地区に属する人権擁護委員の互選とする。

- 2 常務委員は、原則として飯塚市から7人以内、嘉麻市から4人以内、桂川町から1人とする。ただし、会長を選出した市町からは、新たに1人常務委員を選出することができる。
- 3 会長及び副会長は、常務委員会において選出する。
- 4 事務局長は、本会に所属する人権擁護委員の中から選出し、常務委員会の意見を聞いて会長が指名する。  
なお、事務局長は常務委員を兼任することができるものとする。
- 5 監事は、常務委員会において選任する。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 3 副会長が会長の職務を行う順位は、会長の指名又は常務委員会で定める。
- 4 常務委員及び事務局長は、常務委員会を組織し、会務の執行にあたる。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

第9条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに当該役員が選任されるまでの間、その職務を行う。

第10条 本会に顧問を若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、常務委員会の推薦により会長が総会に諮ってこれを委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項につき会長の諮問に応じる。

## 第5章 会議

第11条 本会の会議は、総会及び常務委員会とする。

第12条 本会の会議は会長が招集し、会議の際は会長が議長となる。ただし、会議の時期及び方法については、福岡法務局飯塚支局と協議しなければならない。

第13条 総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第14条 常務委員会は、必要に応じて開催する。

第15条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければこれを開催することができない。

第16条 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 会議に出席することができない者は、あらかじめ通知された事項につき、その会議の出席者に議決を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。

第18条 会長は、特別の事情があるときは、文書をもって常務委員の意見を求め、その会議に代えることができる。

第19条 常務委員会は下記の事項を処理する。

- (1) 本会の任務を遂行するために必要な事項の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) 総会から附託された事項

(4) その他会長において必要と認めた事項

第20条 総会には下記の事項を附議する。

(1) 会則の変更に関する事項

(2) 収支の予算及び決算に関する事項

(3) 事業計画に関する事項

(4) 財産の処分に関する事項

(5) その他本会の運営についての重要な事項

第21条 福岡法務局飯塚支局長及びその指定する職員は、本会の会議に出席して意見を述べるができる。

第22条 本会が関係機関に対して述べる意見は、総会の意図に基づくものでなければならない。

第23条 本会の会議の議事は、これを記録しなければならない。

## 第6章 部 会

第24条 本会に同和問題専門部会、高齢者問題専門部会、男女共同参画部会、子どもの人権専門部会を設ける。

2 委員は、各地区委員の互選により同和問題専門部会、高齢者問題専門部会、男女共同参画部会及び子どもの人権専門部会のいずれかの部会に所属するものとする。

3 各部会の部会長または部会長の指定する者は、常務委員会において意見を述べるができる。

## 第7章 会 計

第25条 本会の会計は福岡法務局飯塚支局管内の市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

3 本会の予算及び決算は、毎年総会にこれを報告して承認を得なければならない。

## 第8章 事 務 局

第26条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局の規定は、別にこれを定める。

## 第9章 会則の変更

第27条 本会の会則を変更しようとするときは、総会における出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 附 則

この会則は、昭和28年 5月20日から施行する。

この会則は、昭和62年 6月19日から施行する。

この会則は、昭和63年 5月13日から施行する。

この会則は、平成 元年 5月30日から施行する。

この会則は、平成 4年 5月20日から施行する。

この会則は、平成 4年11月12日から施行する。

この会則は、平成 9年 5月23日から施行する。

この会則は、平成11年 5月21日から施行する。

この会則は、平成13年 5月18日から施行する。

この会則は、平成15年 5月23日から施行する。

この会則は、平成16年 5月21日から施行する。

この会則は、平成19年 5月11日から施行する。

この会則は、平成21年 5月15日から施行する。

平成30年度収支決算書

収入の部

単位：円

項目	予算額	決算額	増減	摘要	
①前年度繰越金	25,505	25,505	0		
②助成金	飯塚市	819,000	819,000	0	
	嘉麻市	248,000	248,000	0	
	桂川町	87,000	87,000	0	
③雑収入	1,000	4	△ 996	預金利息	
合計	1,180,505	1,179,509	△ 996		

支出の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要	
①啓発活動費	(1)活動費	680,000	694,422	△ 14,422	人権の花運動・人権作文コンテスト 人権週間における啓発活動・人権教室活動 委員の日特設・その他啓発活動
	(2)部会費	120,000	119,844	156	各部会啓発活動費
	(3)諸謝金	30,000	15,000	15,000	講演会等講師謝礼
	小計	830,000	829,266	734	
②会議費	(1)総会費	20,000	17,455	2,545	総会に係る経費
	(2)会議費	100,000	68,501	31,499	常務委員会・各種会議運営費等
	小計	120,000	85,956	34,044	
③研修費	(1)研修費	40,000	63,887	△ 23,887	三地区合同研修・県連總會
	(2)図書資料費	10,000	9,600	400	参考図書等
	(3)人権ふくおか費	20,000	18,108	1,892	
	(4)人権のひろば費	6,000	6,390	△ 390	
	小計	76,000	97,985	△ 21,985	
④事務費	(1)通信費	40,000	39,934	66	連絡用切手・ハガキ購入
	(2)事務用品費	60,000	59,908	92	事務用品・パソコンインク等
	小計	100,000	99,842	158	
⑤負担金	50,000	43,524	6,476	県連負担金	
⑥予備費	4,505	0	4,505		
合計	1,180,505	1,156,573	23,932		

収入額 支出額 差引残高  
1,179,509円 - 1,156,573円 = 22,936円

平成31年 4月 8日 監査の結果、上記のとおり間違いを確認しました

福岡県隣保館連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、福岡県隣保館連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 この会は、同和問題をはじめとする様々な人権課題の速やかな解決を期するため、県内の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保事業の充実発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 隣保事業に関する連絡調整
- 二 隣保事業に関する調査研究
- 三 隣保事業担当職員の研修
- 四 そのほか目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、原則として福岡県内の隣保館をもって組織し、全国隣保館連絡協議会に加盟する。

2 この会の運営を円滑に進めるため、地域ブロックを設ける。

3 地域ブロックに関する事項は、別に定める。

(役員)

第5条 この会に、次の役員をおく。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事 若干名
- 四 監査 2名

2 会長及び副会長は、理事の中から互選により選出し、総会で承認する。

3 理事及び監査は、各地域ブロックの推薦により選出し、総会で承認する。

4 理事及び監査は、兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、会務の執行を決定する。

4 監査は、会計及び会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。役員に欠員が生じた場合は補充することができる。この場合において、補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員再任は、これを妨げない。



(部 会)

第8条 この会には、第2条の目的を達成するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、理事会の議決を経て、設置するものとする。

(顧 問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、特定事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するために事務局をおく。

2 事務局は会長の指定するところに置く。

3 事務局に、事務局長その他の職員をおき、会長が任命する。

(会 議)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会並びに役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、第4条に規定する隣保館の代表者をもって構成し、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び予算の決定に関する事項
- 二 事業報告及び決算の承認に関する事項
- 三 その他総会で承認すべき事項

3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 二 総会に付議すべき事項
- 三 そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 役員会は、会長及び副会長で構成し、会の執行すべき事項を企画・立案する。

(会議の開催)

第12条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

3 理事会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(議決等)

第13条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、別にこの会則で規定するもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経 費)

第14条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(分担金)

第15条 第4条に規定する隣保館は、毎年度総会の決定するところにより、分担金を納入しなければならない。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

(委 任)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、昭和46年6月25日から施行する。

一部改正

昭和47年8月30日	平成 3年4月23日
昭和48年5月18日	平成12年6月 1日
昭和50年5月15日	平成15年5月 9日
昭和52年5月13日	平成20年5月 9日
昭和54年5月11日	平成22年4月23日
平成 元年4月25日	平成26年4月28日
	平成29年4月28日

嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則

改正 1983年7月11日  
 改正 1987年7月3日  
 改正 2006年8月31日  
 改正 2011年9月26日

2018年度福岡県隣保館連絡協議会一般会計及び特別会計収支決算  
 (2018.4.1~2019.3.31)

1 一般会計

(収入の部) (単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 市町村分担金	5,090,000	0	5,090,000	5,090,000	0	館長のみ8館×5万(3館増加) 指導職員配置67館×7万(3館減少)
2 県補助金	1,910,000	0	1,910,000	1,910,000	0	福岡県補助金
3 雑収入(利息等)	50	△ 42	8	8	0	預金利息
4 前期繰越金	371,246	0	371,246	371,246	0	前年度繰越金
収入合計	7,371,296	△ 42	7,371,254	7,371,254	0	

(支出の部) (単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 負担金	3,550,000	15,000	3,565,000	3,564,740	260	全隣協負担金、九プロ負担金、 研修負担金
2 旅費	700,000		700,000	546,540	153,460	理事会、女性代表者会議 研修・委員会への参加(宿泊費等)
3 報償費	90,000	△ 30,000	60,000	60,000	0	研修会講師謝金
4 需用費(消耗品費)	25,000		25,000	19,985	5,015	文具等
5 役務費(通信運搬費)	54,000		54,000	42,669	11,331	郵送料、インターネット通信料
6 使用料及び賃借料	185,000	△ 15,000	170,000	43,182	126,818	事務所管理費及び研修会場代
7 事務局費	2,690,000	30,000	2,720,000	2,710,781	9,219	事務局賃金、通勤費、社会保険料、 雇用保険料、退職金積立
8 繰出金	10,000		10,000	10,000	0	特別会計へ
9 予備費	67,296	△ 42	67,254	0	67,254	
支出合計	7,371,296	△ 42	7,371,254	6,997,897	373,357	

収入合計 7,371,254円 - 支出合計 6,997,897円 = 373,357円 翌年度へ繰越

2 運営調整基金特別会計

(収入の部) (単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 前期繰越金	1,167,351	0	1,167,351	1,167,351	0	前年度繰越金
2 積立金	10,000	0	10,000	10,000	0	一般会計より
3 雑収入(利息等)	200	△ 142	58	58	0	預金利息
収入合計	1,177,551	△ 142	1,177,409	1,177,409	0	

(支出の部)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 繰出金	1,000	0	1,000	0	1,000	
2 積立金	1,176,551	△ 142	1,176,409	0	1,176,409	
支出合計	1,177,551	△ 142	1,177,409	0	1,177,409	

収入合計 1,177,409円 - 支出合計 0円 = 1,177,409円 翌年度へ繰越

(名称及び設置)

第1条 この会は、嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会(略称「嘉飯桂隣保館連絡協議会」と称し事務局を会長出身の隣保館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、同和对策審議会答申の精神に基づき、人権・同和問題のすみやかな解決を期するため、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保館事業の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 隣保館事業に関する連絡調整
- (2) 隣保館事業に関する調査研究
- (3) 隣保館職員の研修
- (4) その他の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 書記 1名
  - (4) 監査 2名
- 2 会長・副会長及び監査は、会の中から互選により選任する。  
 3 書記は会長が任命する。

(役員の仕事)

第6条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監査はこの会の会計及び会務を監査する。
- 4 書記は会議の記録を行い、本会の会計及び事務を取り扱うものとする。

(役員任期)  
 第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。  
 2 役員は、再任することができる。

(会議)  
 第8条 この会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

(会費)  
 第9条 この会の経費は、会費をもって支弁するものとする。  
 2 前項の会費は、1館あたり年額1万円とする。

(会則の変更)  
 第10条 この会則は、6館の過半数の同意がなければ変更することができない。

付則  
 この会則は、1979年4月1日から施行する。

付則  
 この会則は、1983年7月1日から施行する。

付則  
 この会則は、1987年7月3日から施行する。

付則  
 この会則は、2006年8月31日から施行する。

付則  
 この会則は、2011年4月1日から施行する。

2018年度嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会決算

(単位:円)

歳入				
項目	本 予 算 額	本 決 算 額	比 較	備 考
繰越金	67,467	67,467	0	2017年度繰越金
分担金	60,000	60,000	0	各館負担金(10,000円×6館)
補助金	48,000	48,000	0	県隣保補助金(8,000円×6館)
雑収入	1,000	0	1,000	預金利息等
計	176,467	175,467	1,000	

(単位:円)

歳出				
項目	本 予 算 額	本 決 算 額	比 較	備 考
会議費	3,000	0	3,000	会議諸費用等
研修費	153,000	105,200	47,800	研修会費用等
需用費	5,000	0	5,000	消耗品費
役員費	5,000	0	5,000	通信費
交際費	3,000	0	3,000	見舞金等
予備費	7,467	0	7,467	
計	176,467	105,200	71,267	

歳入合計 175,467  
 歳出合計 105,200  
 差引残額 70,267

2019年 3月 31日

嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会  
 会長 橋垣 秀則



# 人権同和对策関係補助金・負担金の状況一覧表

人権・同和政策課

(単位：円)

負担金補助金	負担金・補助金額	説明
福岡県隣保館連絡協議会負担金	210,000	1館当たり70,000円
嘉飯桂隣保館連絡協議会負担金	30,000	1館当たり10,000円
人権擁護委員協議会補助金	819,000	市民1人当たり6.3円の補助
部落解放同盟補助金	20,304,000	
全日本同和会補助金	2,524,000	
合計	23,887,000	



## 同和団体役員の活動状況がわかるもの(人件費、出勤、業務内容)

人権・同和政策課

1. 人件費・・・別添の部落解放同盟飯塚市協議会決算書を参照
2. 出勤状況・・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表を参照
3. 業務内容・・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告及び別添の活動報告を参照

○部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表(2018年度)

【常勤役員】 (単位:日)

	書記長	財務委員長
4月	18	21
5月	21	21
6月	20	19
7月	21	20
8月	18	19
9月	19	17
10月	20	21
11月	21	25
12月	17	19
1月	17	18
2月	19	19
3月	21	22
計	232	241

【非常勤役員】 (単位:日)

	委員長	副委員長
4月	19	9
5月	20	7
6月	22	9
7月	16	6
8月	18	6
9月	8	6
10月	17	6
11月	17	1
12月	19	0
1月	17	0
2月	15	0
3月	22	0
計	210	50

○部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告(2018年度)

(単位:件)

	相談項目	相談件数
1	就労相談	173
2	教育相談	65
3	生活相談	48
4	農業・商業相談	96
5	その他	13
	合計	395

※勤務時間 8:30～17:00

## 飯塚集会所の部屋別貸付契約書、管理契約、維持管理費支出の総括表

特定非営利活動法人 人権ネットいづか

- ・市有財産使用貸借契約書(別紙)

飯塚集会所維持管理費支出の総括表

- ・平成 30 年度 支出なし

## 市有財産使用貸借契約書

飯塚市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 人権ネットいづか（以下「乙」という。）との間に市有土地及び構造物の貸付について、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件及び貸付目的）

第1条 甲は、次に表示する土地及び構造物（以下「貸付物件」という。）を乙に貸与し、乙はこれを借用する。

土地の表示 飯塚市新飯塚 1871 番

地目 宅地（現況地目 宅地）、地積 312 m<sup>2</sup>

構造物の表示 飯塚集会所 1 階（186.84 m<sup>2</sup>）、2 階（190.52 m<sup>2</sup>）及び共用部分（7.69 m<sup>2</sup>）

合計面積：385.05 m<sup>2</sup>

2 乙は、前項の貸付物件を、地域住民に対して、部落解放・人権確立をめざす様々な事業を行い、地域社会に寄与する活動の目的に使用するものとする。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。なお、期間満了の際に甲乙ともに異議のない場合は、別途協議のうえ貸付期間を更新できるものとし、改めて市有財産使用貸借契約を締結するものとする。

（貸付料及び遅滞損害金）

第3条 前条の貸付期間内にかかる貸付料は、無償とする。

（禁止行為）

第4条 乙は、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 貸付物件を、第三者に転貸すること。
- (2) 貸付物件を、第1条第2項に定める使用目的以外に使用すること。
- (3) 貸付物件の原形を変更すること。
- (4) 貸付物件に、建物等（仮設建物等を含む。）の地上に固定されるようなものを新築、増築、若しくは設置し、又は既存の構造物を改築すること。

2 前項の規定は、事前に文書により甲の承認を得たときは、この限りではない。

（契約の解除）

第5条 甲が、貸付物件を公用、公共用又は計画上必要とするときは、貸付期間中であっても甲は本契約を解除することができ、乙はこれに従わなければならない。

2 前項に掲げる場合を除くほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告無く本契約を解除することができる。

- (1) 前条第2項の規定による甲の承認無く、同条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 本契約に定める義務を履行しないとき。

3 前2項の規定による契約解除によって乙が損失をこうむることがあっても、甲はその損失を補償しないものとする。

（貸付物件の管理及び責任）

第6条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意を持って管理するものとし、乙が貸付物件を使用することにより、甲又は第三者に損害を与えるおそれがあるときは、乙の責任と負担により損

害の発生を防止しなければならない。

2 乙が第1項に規定する善良な管理者の注意を持って貸付物件を管理していないと甲が認めるときは、甲は乙に必要な指導を行うものとし、乙はこれに従わなければならない。

3 乙が貸付物件を使用することによって第三者に損害を与えたときは、甲にその旨を届出るとともに一切の迷惑を掛けられないものとし、乙の責任と負担により第三者への損害賠償について解決しなければならない。

4 第1条第1項に定める構造物について、乙の責任と負担によって維持、管理するものとし、同条第2項に定める使用目的に使用中発生した破損、及び経年劣化に伴う破損等については、甲に届出るとともに、乙の負担により修繕を行わなければならない。

5 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、貸付物件について調査し、かつ、乙に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（貸付物件の返還及び原形復旧）

第7条 乙は、貸付期間の満了、第5条第1項若しくは同条第2項の規定による本契約の解除又はその他の理由により貸付物件を甲に返還しようとするときは、貸付物件を原形に復旧しなければならない。甲が貸付物件の原形復旧を確認した時をもって貸付物件の返還とする。

2 第2条に規定する貸付期間満了の翌日以降も甲に無断で乙が貸付物件を利用していることを甲が発見した場合、甲は、乙の貸付物件の利用を中止させ、期日を定めて乙が貸付物件を原形に復旧することを、乙に命じることができる。

3 前2項の規定にもかかわらず、乙がなお貸付物件を原形に復旧しない場合は、甲は乙に代わって貸付物件を原形に復旧するものとし、乙は甲が貸付物件を原形に復旧することについて、異議を申立てることが出来ないものとする。

（費用負担）

第8条 第6条第1項及び同条第4項の規定に係る貸付物件の維持管理のために要する必要費は、全て乙の負担とする。

2 乙は、貸付物件に投下した有益費はこれを放棄し、いかなる場合でも甲にこれを要求しないものとする。

3 前条第1項又は同条第2項の規定による貸付物件を原形に復旧するために要する費用は乙の負担とし、いかなる場合でも甲にこれを要求しないものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、次の各号の規定に該当し甲に損害を与えたときは、次の各号に規定する金額を損害賠償費として、甲の指定する期日までに、乙は甲に支払わなければならない。

(1) 第6条第1項の規定にもかかわらず甲に損害が発生したときは、甲に実際に発生した損害額。

(2) 甲が、第7条第3項の規定により貸付物件を原形に復旧するために費用を要したときは、甲が実際に支払った額。

(3) 前2号以外、乙が本契約に定める義務を履行しないときに甲が費用を要したときは、甲が実際に要した額。

（契約の疑義）

第10条 本契約に定める事項及びその他貸付関係について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項は、関係法令並びに飯塚市契約規則（平成18年飯塚市規則第61号）及び飯塚市公有財産管理規則（平成18年飯塚市規則第63号、以下「管理規則」という。）に従って解決

するものとし、なお、疑義の生じる場合は甲、乙協議のうえこれを解決するものとする。

この契約の履行を確保するため、本書を2通作成し、甲乙各自1通を保有する。

平成 29 年 3 月 14 日

甲 飯塚市新立岩5番5号  
飯塚市  
代表者 飯塚市長 片 峯 誠



乙 飯塚市新飯塚24番3号  
特定非営利活動法人 人権ネットいづか  
理事長 松 本 建 一



# 同和対策施設の使用状況、整備状況の一覧

人権・同和政策課

種類	件数	使用状況			地元移譲並びに施設整備について
		ア)使用中	イ)未使用状態	イ)の内使用不可のもの	
納骨堂	30	30	0	0	<p>納骨堂については、「飯塚市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領」によって、墓地等の経営主体は地方公共団体、宗教法人又は公益法人に該当するものと規定されているため、現時点で地元に移譲することは法的に困難であると考えております。</p> <p>今後も市で維持管理していく必要があるため、補修の必要性が高いと判断されるものから改修工事を実施しており、平成30年度は、飯塚地区において1箇所の納骨堂外壁防水工事、筑穂地区においては納骨堂スロープ設置及び納骨堂敷き進入路改修工事を各1箇所実施。</p>

農林振興課

種類	件数	使用状況			地元移譲並びに施設整備について
		ア)使用中	イ)未使用状態	イ)の内使用不可のもの	
農機具保管庫	25	25	0	0	<p>農機具保管庫及び農業共同作業所については、利用者からの聞き取り調査を行い、施設の廃止・移譲に向けた協議を行う必要があると考えております。施設の整備については、修繕等の必要があると判断されるものは修繕等を行っており、平成30年度は筑穂地区で2件、穂波地区で2件の修繕及び筑穂地区で補修工事を2件実施。</p>
農業共同作業所	12	12	0	0	

# 法律相談・一般相談の日数、相談件数、内容

男女共同参画推進課

## (1) 法律相談

(単位:件)

相談開設日数 内容・件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	24日
夫婦	1	1	1	1	2		1	1		1	1	1	11
親子				1									1
親族	1								1				2
男女					1	1	1						3
相続		1	1	1		1			1	1	2	1	9
金銭		1											1
不動産			1	1							2		4
交通事故													0
雇用													0
近隣				1		1							2
人権問題			1										1
その他			1		2				3			1	7
計	2	3	5	5	5	3	2	1	5	2	5	3	41

## (2) 一般相談

(単位:件)

相談開設日数 内容・件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	3日	4日	4日	47日
D V					2			1			1		4
夫 婦	4	3	1	1			1	4			1		15
親 子					2	2	1		1	1	1		8
親 族							1	1					2
男 女					1								1
相 続				1								1	2
金 銭									1				1
近 隣													0
健 康					1								1
仕 事			1								1		2
その他					1								1
計	4	3	2	2	7	2	3	6	2	1	4	1	37

# 各所防犯灯柱設置状況(市・自治会)

防災安全課

平成31年3月31日現在

	市		自治会		合計	
	防犯灯数	ポール本数	防犯灯数	ポール本数	防犯灯数	ポール本数
飯塚地区	537	89	6,025	1,478	6,562	1,567
穂波地区	571	83	1,578	306	2,149	389
筑穂地区	583	98	944	232	1,527	330
庄内地区	630	93	457	66	1,087	159
穎田地区	387	59	585	246	972	305
合計	2,708	422	9,589	2,328	12,297	2,750